

はじめに

2003年のタイの輸出額は前年比16.6%増の802億3,840万ドルと、過去最高額となりました。内訳を見ると、最大輸出相手国である米国向け輸出が微増にとどまったものの、日本、欧州向け輸出が好調であったほか、FTAによる関税引き下げなどから中国やASEAN向けの輸出が増加しています。他方、輸入についても前年比16.8%増加し、同じく過去最高となる750億1,860万ドルとなっています。これらの中で日本への輸出は113億9570万ドルで全体の14.2%、日本からの輸入は180億7400万ドルで全体の24.1%を占めており、日本はタイにとって最も重要な貿易相手国のひとつです。

ジェトロ・バンコクセンターが2000年7月にビジネスサポートセンター(BSCT)を設置して以来、BSCTには投資のみならず、貿易に関する数多くの相談が寄せられております。これらの方々の強い要望に加えて、ジェトロ自身が再び輸出促進に注力するようになったこともあり、本冊子を作成することにしました。本報告書は商務省作成の「輸出入規制品目一覧(2004年版)」を仮訳したものであり、実際の取引の際には、念のため商務省に確認することをおすすめ致します。本書が円滑な日タイ貿易の一助になれば幸いです。

2005年2月

ジェトロ・バンコクセンター

目次

項目	頁
1. 輸入規制品目	
1.1 輸入許可が必要な品目	
1.1.1 農産品	
1) 米	1
2) 胡椒	3
3) にんにく	4
4) 玉ねぎ	5
5) 玉ねぎの種子	7
6) ジャガイモ	8
7) 乾燥竜眼	9
8) 魚粉(タンパク質 60%以下のもの)	10
9) ココナッツ	11
10) ココナッツオイル	12
11) 大豆	13
12) 大豆油	14
13) パームオイル	15
14) コーヒー豆	16
15) コーヒー製品	17
16) 葉茶、挽茶	18
17) 脱脂粉乳	19
18) 乳汁及び加工牛乳飲料	21
19) ポーゲオ(麻の一種)及び黄麻	22
1.1.2 工業製品	
1) 麻袋	23
2) グラニュー糖	24
3) 金	25

項目	頁
4) 硬貨	26
5) プラスチックの屑、切り屑及びスクラップ	28
6) Clenbuterol	29
7) Albuterol	30
8) 薬品・化学薬品・化学薬品の塩類および化学薬品製品	31
9) 衣服の部分(未完成品のみ)	33
10) 磁器	34
11) 絹糸	35
12) 記念碑あるいは建築に使われる石	37
13) 大理石	38
14) 自動鋸(チェーンソー)	39
15) 中古自動車	40
16) 中古乗用車	42
17) 中古モーターバイク	44
18) 中古バス	47
19) 中古ディーゼルエンジン	48
20) 古美術品	49
21) 凹版印刷機及びカラーコピー機 (カラー挿入)	50
22) 音楽テープ、ビデオテープ及びCDの著作権侵害に使用できる機械	52
1.2 輸入整理措置が講じられる品目	
1) ナフサ油	54
2) ベンジン	55
3) 灯油	56
4) ディーゼル油	57
5) 石油ガス	59
6) 材木、加工木材、木製工芸品、用具およびその他の木製品	60

項目	頁
7) Yellowfin Tuna	61
8) ダイヤモンド原石	62
1.3 輸入追徴金を徴収される品目	
1) 魚粉(タンパク質60%以上)	63
2) 餌料用トウモロコシ	64
3) 大豆の残り滓	66
4) Hydrogen Peroxide	67
1.4 輸入が禁じられる品目	
1) ゲーム機	68
2) CFC が使われた冷蔵庫	69
3) モーターバイクの中古エンジン、部品及び備品	70
4) 中古タイヤ	71
5) シエラネオネ共和国に対する制裁措置	72
6) リベリア共和国に対する制裁措置	73
7) タークにおける国境地帯からのチーク輸入一時禁止措置	74
2. 輸出規制品目	
2.1 輸出許可が必要な品目	
2.1.1 農産品	
1) 粳、玄米、精米、もち米、蒸し米、碎米	75
2) 欧州連合による関税割当が適用される米	77
3) 麻の種	79
4) タピオカ製品	80
5) コーヒー豆	82
6) コーヒー製品	83
7) 豆の残り滓	84
8) 材木及び加工木材	85
9) ゴムの木	88

項目	頁
10) 筋	89
11) 木炭	90
12) 象、馬、ロバ、ロウ(ロバの一種)	91
13) 牛、水牛	92
14) グラター(リスの一種)	93
15) 野生動物(177種)	94
16) 野生動物(鳥)20種	95
17) 野生動物(29種)	96
18) 野生動物(22種)	97
19) 野生動物(29種)	98
20) 野生動物の残骸(38種)	99
21) 野生動物の残骸(29種)	100
22) 野生動物の残骸(29種)	101
23) 野生動物の残骸(195種)	102
24) 亀の残骸	103
25) 珊瑚礁	104
26) タオ・チャック(亀の一種)	105
27) ブラックタイガー	106
28) 生きた美しい海魚	107
29) 絶滅寸前の水中動物	108
30) 真珠貝及びその製品	109
2.1.2 工業製品	
1) グラニュー糖	111
2) 石炭	112
3) 肥料	113
4) 金	114
5) 神像	115
6) 仏像	116
7) 燃料油及び燃料油から出来ている製品	117

項目	頁
8) 砂の成分をもつ鉱物	119
9) 再輸出品 (Re-export)	120
2.2 輸出整理措置が講じられる品目	
1) 野菜・果物 (12 種)	121
2) 蘭の花	122
3) 竜眼	123
4) ドリアン	124
5) エビ、イカ及びその製品	125
6) 缶詰のツナ	126
7) 缶詰のパイナップル及び濃縮パイナップルジュース	127
8) 衣服、糸、布および衣服ではない織物製品	128
9) 台湾へ輸出する自動車およびその部品	130
10) タイヤモンド原石	131
2.3 輸出が禁じられる品目	
1) 砂	132
2) シエラレオネ共和国に対する制裁措置	133
3) エチオピア人民民主共和国およびエリトリアに対する制裁措置	134
4) リベリア共和国に対する制裁措置	135
5) ソマリア民主共和国に対する制裁措置	136
6) コンゴ共和国に対する制裁措置	137
3. 輸出入管理品目	
1) カフェイン (Caffeine)	138
4. 輸入整理措置および輸出管理措置が講じられる品目	
1) Potassium Permanganate	140
5. 輸出入が禁じられる品目	

輸出入規制品目一覧/日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコクセンター

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 著作権侵害品目 | 142 |
| 2) 商標を偽造し、あるいは贋造した品目 | 143 |

1)米

1. 関税コード 1006
2. 適用法 1953年勅令(第9号)
件名: タイ国への特定品目についての輸入管理
3. 規制の理由 国内経済の安全性および安定性の確保のため
4. 規制の範囲 関税コード1006に基づく
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入許可を申請しなければならないが、原則として輸入は許可しない。
 - 5.2 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国、あるいはラオスまたはカンボジアにおいて産出、輸出される米はWTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利保有証明書を有していなければならない。これは1996年商務省告示(第111号)(第115号)(第117号)、1997年WTO農業協定による協約に基づく関税納付権利保有証明書(クオータ枠外農産品18項目)発行に関する商務省規程、および2003年2004年度WTO農業協定による協約に基づく米商品への関税納付権利保有証明書発行に関する商務省規程に基づく。
 - 5.2.1 クオータ枠内
 - ★ 輸入者は法人でなければならない。
 - ★ 外国貿易局が定めた書式に基づき、証明書発行申請書を提出すること。
 - 5.2.2 クオータ枠外
 - ★ 輸入者は自然人あるいは法人でなければならない。
 - ★ 外国貿易局が定めた書式に基づき、証明書発行申請書を提出すること。

輸出入規制品目一覧/日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコクセンター

- 6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 米外国貿易本部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
 - 6.3 外国貿易局 すべての外国貿易事務所（クオータ枠外のみ）
 - 6.4 国内全県（クオータ枠外のみ）

- 7. 証明書発行者
 - 7.1 商務大臣
 - 7.2 大蔵大臣
 - 7.3 外国貿易局長
 - 7.4 外国貿易局 外国貿易支援事務所長
 - 7.5 外国貿易局 すべての外国貿易事務所所長（クオータ枠外のみ）
 - 7.6 国内全県の県知事（クオータ枠外のみ）

2) 胡椒

1. 関税コード 09.04 Piper 科の胡椒のみ
 0904.11 粒状
 0904.12 つぶされたあるいは砕いたもの

2. 適用法 2.1 1953 年勅令 (第 9 号)
 2.2 1962 年 3 月 28 日付け 1962 年商務省告示 (第 28 号)

3. 規制の理由 農民を保護するため

4. 規制の範囲 全種類の胡椒

5. 輸入の規則及び原則 5.1 輸入許可を申請しなければならないが、原則として輸入を許可しない。
 5.2 WTO 加盟国あるいは GATT1947 締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される商品の場合、WTO 農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書を有しなくてはならない。又、1996 年 10 月 2 日付け 1996 年商務省告示 (第 115 号) 及び 1996 年 11 月 12 日付け 1996 年商務省告示 (第 117 号) により改訂増補された 1996 年 1 月 26 日付け 1996 年商務省告示 (第 111 号) に基づき、輸入許可申請あるいは輸入追徴金納付は不要。

6. 担当部署 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所

7. 許可者 商務大臣

3) にんにく

1. 関税コード 0703.20 及び 0712.90 にんにくのみ
2. 適用法
 - 2.1 1980年11月6日付け1980年商務省告示(第6号)
 - 2.2 1980年11月6日付け1980年商務省告示(第3号)
件名: 国内への商品輸入整理対策の規定
3. 規制の理由 国内におけるにんにく栽培者を保護するため
4. 規制の範囲 生にんにく及び乾燥にんにく
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入許可を申請しなければならないが、国内で数量が不足する場合のみ、輸入を許可する。
 - 5.2 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される商品の場合、WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有すると証明する文書を有しなくてはならない。又、1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)及び1996年11月12日付け1996年商務省告示(第117号)により改訂増補された1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)に基づき、輸入許可申請あるいは輸入追徴金納付は不要。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務大臣

4) 玉ねぎ

1. 関税コード 0712.20 及び 0703.10 玉ねぎのみ
2. 適用法 1989年3月20日付け1989年商務省告示(第63号)
3. 規制の理由 栽培を促進し、栽培者を保護するため
4. 規制の範囲 乾燥玉ねぎ(茎あるいは玉)
切られたもの、つぶされたもの、粉状のものを含む。
5. 輸入の規則及び原則 5.1 輸入許可を申請しなければならない。以下の場合に輸入を許可する。
 - 5.1.1 販売する場合
数量が不足し、あるいは国内価格が高騰した時に輸入を許可する。輸入原則は以下の通りである。
 - ★ 一定期間の輸出経歴による比率に基づき許可する。
 - ★ 輸出経歴がない場合、倉庫公社が代わりに輸入する。
 - 5.1.2 輸出向け生産のための原材料として使われる場合
 - ★ 製品の生産に玉ねぎを原材料として使う工場に対して、適切な数量及び期間により輸入を許可する。
- 5.2 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される関税コード07.03(玉ねぎのみ)あるいは関税コード0712.20による商品の場合、WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有すると証明する文書を有しなくてはならない。又、1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)及び1996年11月12日付け1996年商務省告示(第117号)により改訂増補された1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)に基づき、輸入許可申請あるいは輸入追徴金納付許可は不要。

輸出入規制品目一覧/日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコクセンター

- | | |
|---------|---------------------|
| 6. 担当部署 | 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部 |
| | 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

5) 玉ねぎの種子

1. 関税コード 1209.91 玉ねぎの種子のみ
2. 適用法 1989年3月20日付け1989年商務省告示(第63号)
3. 規制の理由 市場のニーズに合うよう、玉ねぎの生産を管理するため
4. 規制の範囲 全種類の玉ねぎの種子
5. 輸入の規則及び原則 輸入許可を申請しなければならないが、農業協同組合省の意見に基づき、増殖のためのみ、輸入を許可する。
 - 5.1 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される商品の場合、WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有すると証明する文書を有しなくてはならない。又、1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)及び1996年11月12日付け1996年商務省告示(第117号)により改訂増補された1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)に基づき、輸入許可あるいは輸入追徴金納付許可は不要。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務省大臣

6) ジャガイモ

1. 関税コード 07.01 (玉のもののみ)
2. 適用法 1987年3月27日付け1987年商務省告示(第49号)
3. 規制の理由 農民を保護するため
4. 規制の範囲 生あるいは冷凍ジャガイモ
但し、切られたもの、つぶされたもの、その他加工されたものを含まない。
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入許可を申請しなければならないが、増殖のため、栽培地域が承認した数量のみ、輸入を許可する。又、倉庫公社は唯一の輸入者とする。
 - 5.2 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される関税コード07.01による商品の場合、WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有すると証明する文書を有しなくてはならない。又、1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)及び1996年11月12日付け1996年商務省告示(第117号)により改訂増補された1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)に基づき、輸入許可申請あるいは輸入追徴金納付許可は不要。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務省大臣

7) 乾燥竜眼

1. 関税コード 0813.40 乾燥竜眼 のみ
2. 適用法 1982年3月9日付け1982年商務省告示(第15号)
3. 規制の理由 国内生産を保護するため
4. 規制の範囲 乾燥された竜眼
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入許可を申請しなければならないが、原則として、輸入を許可しない。但し、公的機関のため、適当な数量で輸入する場合はこの限りではない。
 - 5.2 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される商品の場合、WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有すると証明する文書を有しなくてはならない。又、1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)及び1996年11月12日付け1996年商務省告示(第117号)により改訂増補された1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)に基づき、輸入許可申請あるいは輸入追徴金納付許可は不要。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務大臣

8) 魚粉(タンパク質60%以下のもの)

1. 関税コード 2301.20.0106 タンパク質60%以下のもののみ

2. 適用法 1990年3月7日付け1990年商務省告示(第72号)
 件名:国内への商品の輸入

3. 規制の理由 漁民を支援し、国内における魚粉の生産を保護するため

4. 規制の範囲 タンパク質60%以下の魚粉

5. 輸入の規則及び原則 輸入許可を申請しなければならない。商務省は生産および取引の状況を踏まえ、規程をもって審査する。

6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部

7. 許可者 商務大臣

9) ココナツ

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 1.1 ドライココナツ (マプラオ・フォイ) 0801.11
(統計コード 0801.110000) |
| | 1.2 その他のココナツ (生及びドライ) 0801.19
(統計コード 0801.190007) |
| | 1.3 ドライココナツの果肉 1203.00
(統計コード 1203.00.0005) |
| 2. 適用法 | 1989年10月25日付け1989年商務省告示(第67号) |
| 3. 規制の理由 | 国内におけるココナツ栽培者を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | その他のココナツ(生及びドライ)、ドライココナツ
ドライココナツの果肉 |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 輸入許可を申請しなければならない。許可基準は以下の通りである。 |
| | 5.1 その他のココナツ(生及びドライ)、ドライココナツの果肉は原則としては商務省が生産及び景気状況から検討する。 |
| | 5.2 ドライココナツ(マプラオ・フォイ)は事情に応じて輸入を許可する。 |
| | 5.3 1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)、1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)及び1996年11月12日付け1996年商務省告示(第117号)に基づく、WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される商品の場合、WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有すると証明する文書を有しなくてはならない。 |
| 6. 担当部署 | 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

11) 大豆

1. 関税コード 1201.001 及び 1201.009
2. 適用法 1989年10月25日付け1989年商務省告示(第68号)
3. 規制の理由 国内における大豆栽培者を保護するため
4. 規制の範囲 食用およびその他の用途に用いられる大豆
(砕かれたものもそうでないものも)
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 増殖用大豆：農業研究局が発行された商業用管制種子の輸入許可書を提示し輸入許可申請を行わなければならない。
 - 5.2 その他の大豆：
 - 5.2.1 1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)及び1996年11月12日付け1996年商務省告示(第117号)に基づく、WTO加盟国、GATT1947締約国、ラオス、カンボジアを原産国とする大豆および当該国から輸入される大豆はWTO農業協定による協約に基づく関税納付権証明書を持たなくてはならない。
 - 5.2.2 非WTO加盟国より輸入する場合、輸入申請をしなければならない。商務省は生産および取引の状況を踏まえ、規程をもって審査する。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援本部
7. 許可者 商務大臣

12) 大豆油

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 1507.10 及び 1507.90 |
| 2. 適用法 | 1988年1月6日付け 1988年商務省告示(第57号) |
| 3. 規制の理由 | 国内生産を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 大豆油(精製したもの、そうでないもの)
但し、化学処理を経てならない。 |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 5.1 輸入許可を申請しなければならない。場合に応じて、
倉庫公社あるいは製品の生産のために大豆油を原材料
として使用する工場に対して、輸入を許可する。
5.2 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオス
あるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される
商品の場合、WTO農業協定による協約に基づく関税の
納付権利を有すると証明する文書を有しなくてはなら
ない。1996年1月26日付け 1996年商務省告示(第
111号)、1996年10月2日付け 1996年商務省告示(第
115号)及び1996年11月12日付け 1996年商務省告示
(第117号)に基づく。 |
| 6. 担当部署 | 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

13) パームオイル

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 15.11,1513.210.004 及び 1513.290.007 |
| 2. 適用法 | 1989年10月25日付け1989年商務省告示(第69号) |
| 3. 規制の理由 | 国内生産を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | パームオイル及び種の核から採った油
(精製したものもそうでないものも)
但し、化学処理を経てはならない。 |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 5.1 輸入許可を申請しなければならない。場合に応じて、
輸入を許可する。
5.2 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオス
あるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される商
品の場合、WTO農業協定による協約に基づく関税の納
付権利を有すると証明する文書を有しなくてはならない。
1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)、
1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)
及び1996年11月12日付け1996年商務省告示(第117
号)に基づく。 |
| 6. 担当部署 | 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

14) コーヒー豆

1. 関税コード 09.01
2. 適用法
 - 2.1 1953年勅令(第9号)
 - 2.2 1962年7月28日付け1962年経済省告示(第28号)
 - 2.3 1982年12月6日付け商務省告示第25号(1982年)
件名: 国内への輸入
3. 規制の理由 国内生産を保護するため
4. 規制の範囲 コーヒー豆(煎ったものあるいはカフェイン抜きのものもそうでないもの)、コーヒー豆の皮膜、コーヒーの成分が含まれるコーヒー代替品(どんな比率でも)
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入許可を申請しなければならない。
 - 5.2 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出されるコーヒー豆(関税コード09.01)あるいは1996年商務省告示(第111号)、1996年商務省告示(第115号)及び1996年商務省告示(第117号)／1997年商務省規程、件名: WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書の発行(農産品18項目)／2004年商務省規程、件名: WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書の発行(2004年度コーヒー豆について)に基づき、WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書を有しなくてはならないもの。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務大臣

15) コーヒー製品

1. 関税コード 2101.10 (2101.11 及び 2101.12)
2. 適用法
 - 2.1 1953 年勅令 (第 9 号)
 - 2.2 1962 年 3 月 28 日付け 1962 年経済省告示 (第 28 号)
 - 2.3 1982 年 12 月 6 日付け商務省告示第 25 号 (1982 年)
件名 : 国内への輸入
3. 規制の理由 国内生産を保護するため
4. 規制の範囲 コーヒーの抽出物、エキス、濃縮物
当該抽出物、エキス、濃縮物、あるいはコーヒーを主成分とする加工品
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入許可を申請しなければならない。
 - 5.2 WTO 加盟国あるいは GATT1947 締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出されるコーヒー製品 (関税コード 2101.10 [2101.11/2101.12]) あるいは 1996 年商務省告示 (第 111 号)、1996 年商務省告示 (第 115 号) 及び 1996 年商務省告示 (第 117 号) / 1997 年商務省規程、件名 : WTO 農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書の発行 (割当枠外の農産品 18 項目) / 2004 年商務省規程、件名 : WTO 農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書の発行 (2004 年度コーヒー製品について) に基づき、WTO 農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書を有しなくてはならないもの。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務大臣

16) 葉茶、挽茶

1. 関税コード 09.02
2. 適用法
 - 2.1 1953年勅令(第9号)
 - 2.2 1962年経済省告示(第28号)
3. 規制の理由 国内生産を保護するため
4. 規制の範囲 葉茶及び挽茶
Harmonize System では緑茶及び黒茶と呼ばれている。
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入許可を申請しなければならない。非 WTO 加盟国より輸入する者が定められた比率に基づき、倉庫公社より国内で生産された葉茶及び挽茶を補って購入しなければならない。葉茶の場合、輸入許可を申請する数量の 60%であり、挽き茶の場合、輸入許可を申請する数量の 50%である。
 - 5.2 WTO 加盟国あるいは GATT1947 締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される商品の場合、WTO 農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有すると証明する文書を有しなくてはならない。又、1996年商務省告示(第115号)及び1996年商務省告示(第117号)により改訂増補された1996年商務省告示(第111号)に基づき、輸入許可申請あるいは輸入追徴金納付は不要。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務省大臣

17) 脱脂粉乳

1. 関税コード 0402.10 粉状、粒状、その他の固形
脂肪は重量で 1.5%以下
2. 適用法
 - 2.1 1983 年 3 月 28 日付け 1983 年商務省告示 (第 27 号)
 - 2.2 1984 年 3 月 26 日付け 1984 年商務省告示 (第 35 号)
 - 2.3 1985 年 3 月 27 日付け 1985 年商務省告示 (第 44 号)
 - 2.4 1985 年 6 月 21 日付け 1985 年商務省規程 (第 3 号)
 - 2.5 1987 年 12 月 29 日付け 1987 年商務省告示 (第 55 号)
3. 規制の理由 牛乳飲料製造業を発展させ、乳牛飼育者の収入を向上させるため
4. 規制の範囲 濃縮され、あるいは砂糖や甘味料が加えられた牛乳及びクリーム (粉状、粒状、その他の固形のみ)
脂肪は重量で 1.5%以下
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 WTO 加盟国、ラオス、カンボジアではない国より輸入する場合、輸入許可を申請しなければならない。以下の原則に基づき許可する。
 - 5.1.1 輸入者は輸入の目的を明確にし、提示しなければならない。
 - 5.1.2 牛乳飲料あるいは Pasturized/Sterilized/UHT 牛乳飲料の生産のための原材料として使用するために輸入する場合、農業協同組合省が定めた通り、国内における乳汁の購入比率に基づき、輸入を許可する。(現在、国内乳汁購入比率は輸入許可を申請する脱脂粉乳の重量に対して 20:1 になっている。) 申請の際、タイ国酪農業促進公社あるいは協同組合促進局より発行される、国内乳汁の購入を証明する文書を添付しなければならない。

5.1.3 タイ国酪農業促進公社よりその輸入は第 5.1.2 項に基づく牛乳飲料の生産 Pasturized/Sterilized/UHT 牛乳飲料の生産のためではないということを証明する文書があれば、数量を限定せず、輸入を許可する。さらに、国内乳汁を購入しなくてもよい。

5.2 WTO 加盟国あるいは GATT1947 締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出される製品の場合、WTO 農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有すると証明する文書を有しなくてはならない。又、1996 年 1 月 26 日付け 1996 年商務省告示（第 111 号）、1996 年 10 月 2 日付け 1996 年商務省告示（第 115 号）及び 1996 年 11 月 12 日付け 1996 年商務省告示（第 117 号）に基づき、輸入許可を申請しなくてもよい。

6. 担当部署

6.1 外国貿易局 協定商品貿易部

6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所

7. 許可者

商務大臣

18) 乳汁及び加工牛乳飲料

1. 関税コード 04.01 濃縮されず、砂糖あるいは甘味料が加えられない
乳汁及びクリームのみ
2202.90 加工牛乳飲料のみ
2. 適用法 3.1 1984年10月16日付け1984年商務省告示(第39号)
3.3 1985年6月21日付け1985年商務省規程(第2号)
3. 規制の理由 生産を促進し、国内乳牛飼育者を保護するため
4. 規制の範囲 濃縮されない乳汁及びクリーム
加工牛乳飲料(無糖及び加糖)を含む。
5. 輸入の規則及び原則 5.1 WTO加盟国、ラオス、カンボジアではない国より輸入
する場合、輸入許可を申請しなければならない。以下の
原則に基づき許可する。
5.1.1 輸入を許可するが、輸入者が定められた比率に
基づき、国内乳汁を購入しなければならない。
申請の際、タイ酪農業促進公社あるいは協同
組合促進局より発行される国内乳汁の購入を証
明する文書を添付しなければならない。
(現在、国内乳汁購入比率は輸入許可を申請す
る重量に対して2:1になっている。)
5.1.2 公的機関あるいは慈善事業のための輸入
5.2 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオ
スあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出され
る製品の場合、WTO農業協定による協約に基づく関
税の納付権利を有ると証明する文書を有しなくては
ならない。又、1996年1月26日付け1996年商務省
告示(第111号)、1996年10月2日付け1996年商
務省告示(第115号)及び1996年11月12日付け
1996年商務省告示(第117号)に基づき、輸入許可
を申請しなくてもよい。
6. 担当部署 6.1 協定商品貿易部 6.2 外国貿易局外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務大臣

19) ポーゲオ(麻の一種)及び黄麻

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 5303.10/5303.90/5305.91/5305.99
ポーゲオ及び黄麻のみ |
| 2. 適用法 | 2.1 1979年12月17日付け1979年商務省告示(第2号)
2.2 1979年12月17日付け1979年商務省告示(第2号)
件名:国内への商品輸入整理対策の規定 |
| 3. 規制の理由 | 栽培者がポーゲオ及び黄麻を妥当な価格で販売できるため |
| 4. 規制の範囲 | ポーゲオ及び黄麻
生の麻及び漂白されたもの、製糸されていないもの
麻の玉及び屑を含む。 |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 輸入許可を申請しなければならないが、時期により生産
状況及び国内需要に合った数量に基づき、製品の生産の
ためにポーゲオ及び黄麻を原材料として使用する工場に
対してのみ、輸入を許可する。 |
| 6. 担当部署 | 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

1) 麻袋

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 6305.10 及び 6305.90 麻袋、あるいは麻糸で織った全種類のズックのみ |
| 2. 適用法 | 2.1 1953年11月14日付け勅令(第9号)
件名: 国内への特定商品の輸入管理
2.2 1972年1月24日付け1972年商務省告示(第68号)
件名: 国内への商品の輸入 |
| 3. 規制の理由 | 国内産業を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 麻袋、あるいは商品を収納せず、麻糸で織った全種類のズック |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 輸入許可を申請しなければならないが、原則として輸入を許可しない。ただし、国内で生産できない商品を除く。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

2) グラニュー糖

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 17.01 |
| 2. 適用法 | 2.1 1952年勅令(第6号)
2.2 1962年3月28日付け1962年商務省告示(第28号) |
| 3. 規制の理由 | 国内産業を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 関税コード17.01によるサトウキビあるいはビート及び純化サッカロースからできたグラニュー糖(固体) |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 5.1 輸入許可を申請しなければならないが、原則として輸入を許可しない。
5.2 ラオス、カンボジア、WTO加盟国あるいはGATT1947締約国において原産され、輸出許可される関税コード17.01による砂糖製品の場合、1996年商務省告示(第115号)より改訂増補された1996年商務省告示(第111号)/1996年商務省告示(第117号)、件名:国内への品物輸入/1999年商務省規程、件名:WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書の発行(2004年度のグラニュー糖)に基づき、WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書を有しなくてはならない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 協定商品貿易部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

3) 金

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 71.08 |
| 2. 適用法 | 2.1 1951年勅令(第5号)
2.2 1962年3月28日付け1962年商務省告示(第28号) |
| 3. 規制の理由 | 国内への金の輸入を規制するため |
| 4. 規制の範囲 | 4.1 鉱物としての金
4.2 金(塊状、棒状、片状あるいはその他の形状)
あるいは他の金属と合成したもの
通常、飾りとして使われる金の宝飾品を含まない。 |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 大蔵省大臣あるいは大蔵省大臣より任命を受けた者より許可証を得てから輸入を許可する。 |
| 6. 担当部署 | 大蔵省 |
| 7. 許可者 | 大蔵省大臣 |

4) 硬貨

1. 関税コード 71.18 (模様の無い硬貨)
2. 適用法 1993年3月31日付け1993年商務省告示(第93号)
件名: 国内への商品の輸入
3. 規制の理由 全種類の硬貨の偽造を防止するため
4. 規制の範囲 以下の硬貨に近い形状、大きさ、重量、成分を有する模様の無い硬貨

4.1 通貨硬貨

硬貨の価値

金属の成分

10 バーツ

二色の金属

外輪: 銅 + ニッケル

内輪: 銅 + ニッケル + アルミ

5 バーツ

銅 + ニッケル (中身は銅)

1 バーツ

銅 + ニッケル

50 サタン

銅 + ニッケル + アルミ

25 サタン

銅 + ニッケル + アルミ

4.2 記念硬貨

硬貨の価値

金属の成分

6,000 バーツ

金 + 銀 + 銅

3,000 バーツ

同上

1,500 バーツ

同上

<u>硬貨の価値</u>	<u>金属の成分</u>
600 パーツ	銀 + 銅
300 パーツ	同上
150 パーツ	同上
100 パーツ	銅 + ニッケル
10 パーツ	同上
2 パーツ	銅 + ニッケル (中身は銅)

5. 輸入の規則及び原則 以下の場合に輸入を許可する。
- 5.1 大蔵省が輸入する場合
 - 5.2 大蔵省より承認を得た者が輸入する場合
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
- 7 許可者 外国貿易局長

5) プラスチックの屑、切り屑及びスクラップ

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 39.15 |
| 2. 適用法 | 1996年商務省告示(第112号)
件名:国内への商品の輸入 |
| 3. 規制の理由 | 環境を保全し、消費者の健康に対する危害を予防するため |
| 4. 規制の範囲 | 輸入関税コード39.15によるプラスチックの屑、切り屑及びスクラップ(使用済みあるいは未使用のもの)は国内へ輸入する際、許可申請が必要である。但し、以下の場合を除く。
4.1 適切な数量でその輸送機器に使用される手持ちのもの、あるいは輸送機器と共に輸入されるもの
4.2 出発地よりタイ国へ輸送するために、1996年2月27日より以前に輸送機器に積載されたもの |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 1998年9月14日付け商務省令第281/2541号に基づき、工場管理局長あるいはその代理あるいは工場管理局有害物管理本部長をプラスチックの屑、切り屑及びスクラップ(使用済みあるいは未使用のもの)の輸入許可証を発行・署名する者とする。 |
| 6. 担当部署 | 工業省 工場局 |
| 7. 許可者 | 工場局長及び委任を受けた者 |

6) Clenbuterol

1. 関税コード 2922.199
2. 適用法
 - 2.1 1979年4月30日付け商品輸出入法
 - 2.2 1995年3月17日付け商務省告示(第107号)
件名: 国内への商品の輸入
3. 規制の理由 豚肉消費者の安全及び衛生を守るため
4. 規制の範囲 輸入関税コード 2922.199 による Clenbuterol 及びその塩類
(化学名: 1-(4-Amino-3,5-Dichlorophenyl)-2-tert-butyl-aminoethanol) は国内へ輸出する際、申請しなければならない商品である。
5. 輸入の規則及び原則 厚生省食品及び薬品委員会事務局より認定書を得た場合のみ輸入を許可する。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務大臣

7) Alubterol または Salbutamol

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 2922.509(統計番号 101/KGM) |
| 2. 適用法 | <p>2.1 2003年3月29日付け 商務省告示
 件名: 2003年 Alubterol または Salbutamol のタイ国内への
 輸入</p> <p>2.2 2003年3月29日付け 商務省規程
 件名: 2003年 Alubterol または Salbutamol の輸入に関する
 規則、手続、条件</p> |
| 3. 規制の理由 | 国民の豚肉消費における健康衛生を図るため、豚肉の海外輸出への悪影響を未然に防ぐため |
| 4. 規制の範囲 | <p>関税コード 2922.509 (統計番号 101/KGM) に基づく Albuterol または Salbutamol で化学名 ¹-{[(1,1-Dimethylethyl) amino] methyl}-4-hydroxy-1,3-benzenedimethanol; ¹-[(terbutylamino)-methyl]-4-hydroxy-m-xylene-¹-diol; 2-(tert-butylamino)-1, -(4-hydroxy-3-hydroxymethylphenyl) ethanol; 4-hydroxy-3-hydroxymethyl-¹-[(tert-butylamino) methyl] benzyl alcohol</p> <p>化学式 C₁₃H₂₁NO₃ およびその塩類は国内への輸入許可申請を行わなければならない。</p> |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 厚生省 食品および薬品委員会事務所からの許可書および invoice、proforma invoice、あるいはその他の商業文書等、売買が可能であるという旨の詳細を証明する文書を有する場合に限り輸入を許可する。 |
| 6. 担当部署 | <p>6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部</p> <p>6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所</p> |
| 7. 証明書発行者 | 7.1 外国貿易局長 |

8) 薬品・化学薬品・化学薬品の塩類および化学薬品製品

1. 関税コード -
2. 適用法
 - 2.1 2003年5月22日付 2003年商務省告示
件名：薬品・化学薬品・化学薬品の塩類および化学薬品製品のタイ国内への輸入について
 - 2.2 2003年5月22日付 2003年商務省規定
件名：薬品・化学薬品・化学薬品の塩類および化学薬品製品のタイ国内への規則、手続きおよび条件について
3. 規制の理由 経済的安定性、公共の利益に資するため。および食肉産業の生産事情に対応するため。
4. 規制の範囲 Aristoloshia spp.、Chloramphenicol、Chloroform、Chlopromazine、Colchicin、Dapsone、Nitrofurans、Diethylstilbestrol、Sulfonamides、Fluoroquinolones、Glycopeptides、Dimetridazole、Metronidazole、Ronidazole、Iprnidazol および Nitroimidazoles の薬・化学薬品・化学薬品の塩類および化学薬品製品はこれを輸入許可申請が必要な品目と定め、商務大臣あるいは商務大臣が委任した者が許可した者以外は輸入を禁ずる。
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 薬品・化学薬品・化学薬品の塩類および化学薬品製品の輸入者は厚生省の食品および薬品委員会事務所から文書にて承認を受けなければならない。ただしクロロフォルム系の薬品・化学薬品・化学薬品の塩類および化学薬品製品については工業省 工場局から文書にて承認を受けなければならないものとする。その文書を商務省 外国貿易局に提出し、それを以って商務大臣あるいは商務大臣が委任した者が輸入許可を出す。

- 5.2 薬品・化学薬品・化学薬品の塩類および化学薬品製品の販売、購入および譲渡の管理については以下の通りとする。
Aristoloshia spp.、Chloramphenicol、Chlorpromazine、
Colchicin、Dapsone、Nitrofurans、Diethylstilbestrol、
Sulfonamides、Fluoroquinolones、Glycopeptides、
Dimetridazole、Metronidazole、Ronidazole、Ipronidazol
および Nitroimidazoles 系の薬品・化学薬品・化学薬品の塩類および化学薬品製品について、輸入許可を受けた者は輸入管理品目の数量、使用・販売・購入・譲渡の数量を厚生省食品および薬品委員会事務所規定の規則、手続きおよび条件に基づいて同事務所まで報告しなければならない。また、クロロフォルムについては輸入管理品目の数量、使用・販売・購入・譲渡の数量を工業省規定の規則、手続きおよび条件に基づいて同省工場管理局まで報告するものとする。

6. 担当部署

- 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所

7. 証明書発行者

- 7.1 商務大臣あるいは商務大臣が委任した者

9) 衣服の部分(未完成品のみ)

1. 関税コード 61.01-61.14, 6117.90, 62.01-62.11, 6217.90
2. 適用法 1990年3月16日付け1990年商務省告示(第75号)
3. 規制の理由 海外より輸入される衣服の数量を追跡するため
4. 規制の範囲 関税コード61.01-61.14, 6117.90, 62.01-62.11, 6217.90に定められた衣服(未完成品のみ/完全なものもそうでないものも)及び上記関税コードに定められた衣服の部分
但し、首、襟、手首、腕、ポケットの口、ズボンの縁を含まない。
5. 輸入の規則及び原則 輸入量の制限なく、輸入を許可する。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易支援事務所
 - 6.2 外国貿易局 織物貿易部
7. 許可者
 - 7.1 商務大臣
 - 7.2 外国貿易局長
 - 7.2 外国貿易支援事務所長

10) 磁器

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 商品の種類による |
| 2. 適用法 | 2.1 1953年勅令(第9号)
2.2 1965年2月25日付け1965年商務省告示(第34号) |
| 3. 規制の理由 | 公共に対し発生し得る危害を防止するため |
| 4. 規制の範囲 | 容積1リットルに対して2mg以上の鉛が溶ける恐れのある食料品の容器として使われる磁器。 |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 利用者の健康に害を与える恐れがあるため、国内へ輸入を許可しない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

11) 絹糸

1. 関税コード
絹糸(生糸) HS. 50.02
絹糸(完成品) HS. 50.04
2. 適用法
 - 2.1 1953年勅令(第9号)
 - 2.2 1976年3月4日付け1976年商務省告示(第79号)
 - 2.3 1995年10月17日付け外国貿易局告示第122号(1995年)
 - 2.4 1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)
 - 2.5 1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)
 - 2.6 2002年11月21日付け2002年商務省規程
件名: 国内への絹糸商品の輸入原則・手続き・条件
3. 規制の理由
国内における絹糸産業を保護するため
4. 輸入の規則及び原則
 - 4.1 非WTO加盟国より輸入する場合、関税コード50.02及び50.04の輸入を次の通り許可する。
 - 4.1.1 一般の輸入の場合、輸入希望者は海外よりの絹糸の輸入許可に対して、登録した紡績工場より国内で生産される絹糸を購入する義務がある。(2:1)
 - 4.1.2 輸出向け生産のため、品質の高い絹糸(3A級以上)の輸入の場合、輸入希望者は海外よりの絹糸の輸入許可に対して、登記した紡績工場より国内で生産される絹糸を購入する義務がある。(30:1)
 - 4.2 WTO農業協定による義務に基づき、WTO加盟国より関税50.02による絹糸(生糸)の輸入を次の通り許可する。
 - 4.2.1 生糸輸入者はWTO農業協定による義務に基づく関税の納付権利を受けるために、WTO加盟国あるいはGATT1947締約国において原産され、

輸入される生糸であることを証明する文書を申請
しなければならない。

- 4.2.2 割当枠内量及び割当枠内関税率は各年定められ
る通りとする。輸入者の資格は外国貿易局の規
定に従う。

5. 担当部署
- 5.1 協定商品貿易部
 - 5.2 外国貿易支援事務所
6. 許可者
- 6.1 外国貿易局長
 - 6.2 協定商品貿易部長

12) 記念碑あるいは建築に使われる石

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 68.02 |
| 2. 適用法 | 2.1 1953年勅令(第9号)
2.2 1978年1月31日付け1978年商務省告示(第86号) |
| 3. 規制の理由 | 国内産業を保護し、外貨を節約するため |
| 4. 規制の範囲 | 輸入関税コード68.02による記念碑あるいは建築に使われる加工された石、当該石でできたもの及びモザイク
但し、関税コード68.01あるいは第69節によるものを除く。 |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 原則として輸入を許可しないが、ケースバイケースで商務省が輸入規制を緩和すべきと見なした場合を除く。 |
| 6. 担当部署 | 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

13) 大理石

1. 関税コード 25.15
2. 適用法
 - 2.1 1982年2月12日付1982年商務省告示(第13号)
 - 2.2 2003年商務省告示(第142号):

関税コード25.15のブロック状石材の輸入について、輸入許可申請を義務付け、さらに大理石・装飾用石材の輸入取引権をもつ者による輸入あるいは石材加工工場の操業許可書を持つ者による輸入に限るとしたWTO協定に基づき、段階的に自由化を行うものとする。
3. 規制の理由 国内産業を促進し、保護するため
4. 規制の範囲 関税コード25.15によるTravertine、Ecaussine、記念碑に使われる石、石膏を含有する建築石(圧縮されていない状態で、1,000立方センチメートルあたり2.5kg以上の密度があるもの)、Alabaster、および当該石で表面粗処理あるいはブロック状に切断された程度の未加工品
5. 輸入の規則及び原則 原則として輸入を許可しない。ただし個別の事例につき、商務省が輸入規制を緩和すべきと見なした場合を除く。

また、2003年商務省告示(第142号)に基づき関税コード25.15による各面の縦横幅および高さが50cm以上切断されたブロック状のもの輸入については以下の資格を持つ者は輸入許可申請を必要としない。

 1. 大理石・装飾用石材の輸入取引権をもつ者
 2. 石材加工工場の操業許可書を持つ者
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者 商務大臣

14) 自動鋸(チェーンソー)

1. 関税コード 8467.81,8467.91,8508.20 及び 8508.90
2. 適用法 2.1 1998年9月9日付 1998年商務省告示(第132号)
2.2 2002年自動鋸(チェーンソー)法
3. 規制の理由 天然資源保護を目的とした不法伐採の捜査における便宜およびその防止に資するため。
現状においてチェーンソーを用いてなされている不法伐採の取り締まりとその防止に有益であると考えられるため。
4. 規制の範囲 輸入関税コード 8467.81,8467.91,8508.20 及び 8508.90 による自動鋸、その構成部品及び備品
5. 輸入の規則及び原則 森林局が定めた規則あるいは原則に従い、輸入を許可する。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
農業および協同組合省 森林局
7. 許可者 森林局長

15) 中古自動車

1. 関税コード 87.02-87.05 および 8701.20 中古牽引自動車のみ
2. 適用法
 - 2.1 1953 年勅令(第 9 号)
 - 2.2 1969 年 4 月 9 日付け 1969 年商務省告示(第 50 号)
 - 2.3 1972 年 1 月 4 日付け 1972 年商務省告示(第 66 号)
 - 2.4 1978 年 4 月 4 日付け商務省告示(第 88 号)
 - 2.5 1991 年 8 月 30 日付け商務省告示(第 85 号)
 - 2.6 1999 年商務省規程
件名:特殊トラックの輸入許可
 - 2.7 2001 年商務省規程
件名:輸入後、タイ国内にて修理改善し再度、国外へ輸出
する中古自動車について
3. 規制の理由 国内産業を保護するため
4. 規制の範囲 中古自動車全般。ただし、商務省告示第 46 号に基づき規制解除された中古レーシングカー、1991 年商務省告示(第 85 号)に基づき規制される中古乗用車および 1978 年商務省告示(第 88 号)に基づき規制される中古バスを除く。
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 原則として輸入を許可しない。ただし、個人使用を目的とし輸入される中古乗用車で、商務省が外国貿易局に対し定められた原則に従い、輸入許可の検討を委ねる場合を除く。
 - 5.2 なんらかの方法により修理改善を行い、充分使用に耐えうるという状態での輸出については以下の原則および条件に基づき、国内へ全種類の中古自動車の輸入を許可する。
 - 5.2.1 当該輸入許可を申請する者は、タイ工業団地公社により輸出加工地区(EPZ)における工業の操業許可を受けた者でなければならない。

- 5.2.2 外国貿易局に対し、自動車修理業者登録を行う。
- 5.2.3 輸入を許可された自動車の修理改善はタイ工業団地公社法に基づく輸出加工地区において行うものとする。許可申請者は自動車の修理改善を行う場所を申請書に明記しなければならない。
- 5.2.4 輸入許可書を取得した者は輸入を許可された中古自動車の修理改善を完了し、輸入日より数えて1年以内に輸出しなければならない。ただし外国貿易局長が必要と認めた場合は6ヶ月を超えない範囲で期間延長を行う。
- 5.2.5 輸入許可書を取得した者は外国貿易局に対し、輸入を許可された中古自動車の修理改善を定められた場所にて完成させ、輸入日より数えて1年以内に輸出する旨の保証契約を締結しなければならない。契約不履行があった場合、1台につき輸入価格(CIF価格)の4倍相当の罰金を科す。
- 5.2.6 輸入許可書を取得した者は輸入を許可された中古自動車を他の自動車修理業者へ委譲することができる。ただし外国貿易局から許可証を受ける必要がある。

5.3 個人の事業用に使用する中古特殊トラックの輸入については必要数のみ許可する。

6. 担当部署

6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部

6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所

7. 許可者

7.1 商務大臣

7.2 外国貿易局長

7.3 外国貿易支援事務所長

16) 中古乗用車

1. 関税コード 8703.21,8703.229,8703.239,8703.249,8703.319,8703.329
及び 8703.339
2. 適用法
 - 2.1 1991年8月30日付け1991年商務省告示(第85号)
 - 2.2 1191年商務省規程第1号
件名: 国内への中古乗用車の輸入許可
 - 2.3 1194年外国貿易局告示第128号
件名: 中古乗用車輸入申請の原則および手続
3. 規制の理由 国内産業を保護するため
4. 規制の範囲 輸入関税コード 8703.21,8703.229,8703.239,8703.249,
8703.319,8703.329 及び 8703.339 に基づく全ての排気量
(CC)の中古乗用車
但し、外交特権を得た自動車、外国人観光客自らが運転して
入国した自動車、輸入する前、60日間を越えない期間に
おいて外国にて初回の使用登録を行い、新車に適用される
関税率により関税を支払った自動車を除く。
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 以下の原則に基づき、個人使用を目的とする輸入を
許可する。
 - 5.1.1 一人につき一台輸入を許可するが、輸入を許可
された日より数えて3年以内は輸入を許可され
た自動車を他者に売却し、あるいは移譲しては
ならない。但し、法律による遺産相続を除く。
 - 5.1.2 輸入者がタイ人の場合、その外国において1年
6ヶ月間居住し、その後、タイへ帰国する者で
なければならない。外国人の場合、タイにおい
て少なくとも1年間以上居住する者でなければ
ならない。その場合、国家警察事務局入国管理

局発行の入国許可書及び労働省発行の労働許可証を持たなければならない。輸入者がタイ人の主人あるいは夫人を持つ扶養者の場合、その夫婦関係を証明する証拠を提示しなければならない。

- 5.1.3 所有権の変更を登録した日付よりタイへ帰国した日まで数えて少なくとも1年6ヶ月以上当該外国において当該自動車の所有権を有しなければならない。
- 5.1.4 少なくとも1年6ヶ月以上当該自動車を所有し、使用しているということを証明するために、商用車を使用した国の運転免許証あるいは国際運転免許証を有しなければならない。
- 5.1.5 タイ国内居住証明書を有しなければならない。

5.2 輸入関税の免除を受ける権利を有する政府機関、国営企業、外国の民間組織、技術経済協力局の管理下にある海外協力プロジェクト運営事務所(外国人専門家を含む)によって輸入された自動車。その場合、技術経済協力局及び/あるいは自己組織による証明書を有しなければならない。あるいは商務省が適切と見なすその他の目的により輸入するもの。

- 5.3 一時的に国内へ持ち込まれ、定められた時期に国外へ持ち出される自動車
- 5.4 国内へ持ち込まれ、直ちに国外へ持ち出される自動車

6. 担当部署

- 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
- 6.2 外国貿易支援事務所

7. 許可者

- 7.1 外国貿易局長
- 7.2 商務省大臣
- 7.3 外国貿易支援事務所長

17) 中古モーターバイク

1. 関税コード 87.11
2. 適用法
 - 2.1 1953 年勅令 (第 9 号)
 - 2.2 1996 年 4 月 25 日付け 1996 年商務省告示 (第 113 号)
 - 2.3 1996 年外国貿易局告示 (第 1 号)
件名: 中古モーターバイク輸入申請の原則および手続
3. 規制の理由 現在の経済状況に対応するため
4. 規制の範囲 輸入関税コード 87.11 に基づく中古モーターバイク
5. 輸入の規則及び原則 以下の場合及び原則に基づき、輸入を許可する。
 - 5.1 個人使用を目的とする輸入
 - 5.1.1 輸入者がタイ人の場合、その外国において 1 年 6 ヶ月間居住し、その後、タイへ帰国する者でなければならない。外国人の場合、タイにおいて少なくとも 1 年間以上居住する者でなければならない。その場合、国家警察事務局入国管理局発行の入国許可書及び労働社会福祉省発行の就労許可書を持たなければならない。輸入者がタイ人の主人あるいは夫人を持つ扶養者の場合、その夫婦関係を証明する証拠を提示しなければならない。
 - 5.1.2 所有権の変更を登録した日付よりタイへ帰国した日まで数えて少なくとも 1 年 6 ヶ月以上当該外国において当該自動車の所有権を有しなければならない。
 - 5.1.3 少なくとも 1 年 6 ヶ月以上当該自動車を所有し、使用しているということを証明するために、商用車を使用した国の運転免許証あるいは国際

運転免許証を有しなければならない。

5.1.4 タイ国内居住証明書を有しなければならない。

5.1.5 一人につき一台輸入を許可する。

5.2 関税の免除あるいは補償を受けた輸入

5.2.1 輸入者が政府機関、国営企業、外国の民間組織、海外協力プロジェクト運営事務所、外国人専門家あるいは外国人職員でなければならない。

5.2.2 技術経済協力局あるいは関連組織による証明書を有しなければならない。

5.3 政府機関、国営企業、慈善団体による輸入

5.3.1 輸入者が政府機関、国営企業あるいはタイ国の法律に基づき登記した慈善団体でなければならない。

5.3.2 自己組織のためあるいはその他商務省が適切と見なす目的により輸入するものでなければならない。

5.4 一時的輸入

5.4.1 一時的輸入の期間は1年間までとする。必要に応じて、さらに1年間まで延長することがある。

5.4.2 輸入許可取得者は外国貿易局が定めた書式に従い、外国貿易局に対して、中古モーターバイクを国外へ持ち出すことの保証契約を締結し、商業銀行により発行される保証契約(バンコク CIF 価格の4倍に相当する金額)を提出しなければならない。

5.4.3 中古モーターバイクを国外へ持ち出す期限が満了した時、輸入許可取得者は外国貿易局に対して、外国貿易局が定めた書式に従い、中古モーターバイクを国外へ持ち出した日より数えて45日以内に、証拠書類を添付し報告しなければならない。

5.5 直ちに国外へ持ち出すための輸入

5.5.1 輸入許可が必要な商品であることを知らずに、国内へ中古モーターバイクを輸入したが、直ちに

国外へ持ち出したい者に対してのみ、輸入を許可する。

5.5.2 通関手続きが完了した後、輸入許可を得た中古モーターバイクを直ちに国外へ持ち出さなければならない。

5.6 製造原型に使用するため及び研究開発のための輸入

5.6.1 輸入者がモーターバイクの製造工場あるいは組立工場であり、あるいは商業省が適切と見なしたその他の事業者でなければならない。

5.6.2 一つの型につき、一台まで輸入を許可する。但し、商務省が別に適切と見なした場合を除く。

6. 担当部署

6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部

6.2 外国貿易支援事務所

7. 許可者

7.1 商務大臣

7.2 外国貿易局長

18) 中古バス

1. 関税コード 8702.101 及び 8702.901
2. 適用法 2004 年 4 月 5 日付け 2004 年商務省告示
件名：国内への六輪以上の中古バス輸入
3. 規制の理由 公害防止および人間健康・生命保護のため
4. 規制の範囲 30 席以上の座席を持ち、乗客輸送専用バス（六輪）
座席が組み立てられ、あるいはつけられたものも
そうでないものも（新車及び中古車）
5. 輸入の規則及び原則 原則として、輸入を許可しない。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者 商務大臣

19) 中古ディーゼルエンジン

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 8408.90 |
| 2. 適用法 | 2.1 1998年9月3日付け1998年商務省告示(第130号)
件名:国内への商品の輸入
2.2 1998年商務省規程
件名:国内への中古の既製ディーゼルエンジン(単一横軸ピストン)の輸入許可 |
| 3. 規制の理由 | 人間の生命あるいは健康、公共安全を守るため |
| 4. 規制の範囲 | 中古の既製ディーゼルエンジン(単一横軸ピストン)
排気量が331~1,100cc |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 商務省及び投資奨励委員会事務局が承認した数量及び輸入期間で輸入を許可する。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 外国貿易局長 |

20) 古美術品

1. 関税コード 9703.009
2. 適用法 1995年7月3日付け 1995年商務省告示(第109号)
3. 規制の理由 国内への外国古美術品の違法持ち込みの撲滅及び防止に資するため
4. 規制の範囲 輸入関税コード 9703.009 による仏像、神像、宗教の礼拝対象の彫像や画像等の外国の古美術品及び遺跡の部品あるいは構造
5. 輸入の規則及び原則 以下の場合に国内へ古美術品の輸入を許可する。
 - 5.1 研究及び啓蒙を目的とし、一時的にタイ国において展示される仏像、神像、宗教の礼拝対象の彫像や画像、遺跡の部品あるいは構造である。
展示期間及び国外へ持ち出す日程が確定されなければならない。
 - 5.2 礼拝のために持ち込んだ仏像、神像、宗教の礼拝対象の彫像や画像である。(2個まで)
あるいは、ケースバイケースで輸入を許可する。
 - 5.3 政府機関あるいは国営企業に寄付するために、輸入される古美術品
6. 担当部署 美術局
7. 許可者 美術局長あるいはその代理あるいは 1997年8月23日付け 商務省命令第 327/2540 末尾名簿による文化省美術局担当官

21) 凹版印刷機及びカラーコピー機(カラー挿入)

1. 関税コード 8443.50,9009.110 及び 9009.120
2. 適用法
 - 2.1 1998年9月9日付け1998年商務省告示(第131号)
件名:国内への商品の輸入
 - 2.2 1998年10月11日付け1998年商務省規程
件名:国内への凹版印刷機(Intaglio Printing Machinery)及びカラーコピー機(カラー挿入)の輸入許可
3. 規制の理由 凹版印刷機(Intaglio Printing Machinery)及びカラーコピー機(カラー挿入)による紙幣偽造の防止に資するため
4. 規制の範囲
 - 4.1 輸入関税コード8443.50による凹版印刷機(Intaglio Printing Machinery)とは凹版を使った印刷機である。印刷する際、紙がインクつぼより粘着力の強いインクを吸引できるように、高圧を加える。接触により感受する程度紙に凸凹な線が出来上がる。
 - 4.2 輸入関税コード9009.110あるいは9009.120によるカラーコピー機(カラー挿入)とはカラーの原稿から画像を作るカラーコピー機である。オリジナルと同じ色の画像を作るために、フィルターにより色分けをする。使用する粉末のインクは3色(シアン色、マゼンタ色、黄色)あるいは4色(当該3色及び黒色)である。
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入数量の制限がなく、一般的に輸入を許可する。
 - 5.2 商品を販売、支給あるいは譲渡する際、輸入許可取得者は、輸入許可を得た商品を販売、支給あるいは譲渡した日より数えて15日までに、定められた書式書式に従い、外国貿易局に対して報告しなければならない。

又、譲渡を受けた者はさらに当該商品を販売、支給あるいは譲渡した場合、定められた書式に従い、上記期間までに外国貿易局に対して報告するということを保証する文書を作成しなければならない。販売、支給あるいは譲渡が行われる都度に、譲渡を受けた者が上記内容を含めた文書を作成しなければならない。

5.3 輸入した日より数えて6ヶ月間毎の、当該輸入許可書に基づき輸入された商品の残存量について、定められた書式に従い、外国貿易局に対して報告しなければならない。報告は6ヶ月の期間を満了した日より数えて15日までに行わなければならない。

5.4 外国貿易局担当官が当該商品の残存量を検査する際、輸入許可取得者は協力し、且つ、便宜を与えなければならない。

6. 担当部署

6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部

6.2 外国貿易支援事務所

7. 許可者

7.1 外国貿易局長

7.2 外国貿易支援事務所長

22) 音楽テープ、ビデオテープ及びCDの著作権侵害に使用できる機械

1. 関税コード 商品の種類による

2. 適用法 2.1 1993年6月10日付商務省告示(第96号)
 2.2 2004年商務省規程(第3号)
 件名:国内への著作権侵害に使用できる機械の
 輸入許可
 2.3 第182/2547号商務省命令
 件名:知的財産局への国内への著作権侵害に使用できる
 機械の輸入許可書発行委任の件

3. 規制の理由 著作権侵害行為の捜査及び防止撲滅に資するため

4. 規制の範囲 音楽テープ、ビデオテープおよびCDの著作権侵害に使用できる次
 の機械
 - 4.1 音楽テープの高速録音機
 - (1) 高速音波送信機 master high speed machine (秒速 3 1/4 x 16inch 以上)
 - (2) 高速音波受信機 slave machine (秒速 1 7/8x16 inch 以上)
 - (3) 早送り専用機 winding machine 或いは loadersmachine

 - 4.2 ビデオダビング機
 - (1) 録画時の周波数 15Hz-30KHz ハイファイ高品質録画機 (HiFi audio track by professional video helical scan high helical scan high fedlity duplication) または録画時の周波数 45Hz-15KHz の一般録画機 (normal audio track)
 - (2) 録画速度が秒速 23-39 mmの Phase Alternation Line(PAL) システム高速ビデオダビング機 sprinter system for VHS
 - (3) NTSC システムより PAL システムへあるいは PAL システムより NTSC システムへビデオの信号を変換する機械
 - (4) アンプおよびディストリビューター

4.3 CD 製造機

- (1) CD 複製機(injection machine、mold)、めっき加工機(sputtering machine)、ラッカー塗装機 spin coating、CD複製装置一式を含む)
- (2) CD 印刷機(シルクスクリーンおよびオフセット印刷機がついた一時間あたり20枚以上を製造できる装置)
- (3) CD カラー印刷機(シルクスクリーンおよびオフセット印刷機がついた一時間あたり20枚以上を製造できる装置)
- (4) CD 点検機
- (5) CD 接合機

4.4 CD 原版製造機

- (1) electroplating あるいは stamper forming 式原版作成装置
- (2) めっき加工器
- (3) レーザーレコーダー
- (4) 原版検査器

5. 輸入の規則及び原則

- 5.1 適切と見なした場合、国内への輸入を許可する。
- 5.2 4.3(1)(3)(4)および(5)と4.4に基づく商品の輸入は規程の資格を持つ者に限り輸入を許可する。審査は適当な事由の有無、輸入の必要性、および輸入者の種類を以って行う。4.3の(1)についてはCD枚数カウンターが設置されているもののみを審査の対象とし、知的財産局が商務大臣に対し許可審査を提起する。
- 5.3 輸入許可取得者は、輸入商品品目を輸入日より数えて15日以内に定められた書式に従い、外国貿易局へ報告しなければならない。また当該商品について販売、購入あるいは譲渡があった場合にも定められた書式に従い、販売、購入あるいは譲渡があった日より15日以内に外国貿易局へ設置場所の移動を報告しなければならない。

6. 担当部署

知的財産局 著作権本部

7. 許可者

商務大臣

1) ナフサ油

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 2710.005 及び 2710.009 |
| 2. 適用法 | 2.1 2000 年石油法
2.2 1998 年 9 月 8 日付け 1998 年商務省告示 (第 127 号)
2.3 1996 年商務省告示 (第 114 号)
件名 : 国内への商品の輸入 |
| 3. 規制の理由 | 現在の貿易情勢に対応し、国際石油貿易を促進するため |
| 4. 規制の範囲 | 輸入関税コード 2710.005 及び 2710.009 によるナフサ油
(Naphtha) |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 5.1 輸入者が 2000 年石油法第 7 条に基づく石油取引者として許可証を取得した者でなければならず、エネルギー省エネルギー事業局が関税局に対して通知した名簿に含まれなければならない。あるいは
5.2 エネルギー事業局により輸入を承認された者でなければならず、輸入する際に、エネルギー事業局により発行された証明書を関税局担当官に対して提示しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | エネルギー事業局 (Department of Energy Business) |
| 7. 許可者 | エネルギー事業局長 |

2) ベンジン

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 2710.001 |
| 2. 適用法 | 2.1 2000年石油法
2.2 1998年9月8日付け1998年商務省告示(第127号)
2.3 1996年商務省告示(第114号) |
| 3. 規制の理由 | 現在の石油貿易情勢に対応し、国際石油貿易を促進するため |
| 4. 規制の範囲 | 輸入関税コード2710.001によるエンジン用ベンジン及びそれに類似する石油 |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 5.1 輸入者が2000年石油法第7条に基づく石油取引者として許可証を取得した者でなければならず、エネルギー省エネルギー事業局が関税局に対して通知した名簿に含まれなければならない。あるいは
5.2 エネルギー事業局により輸入を承認された者でなければならない。輸入する際に、エネルギー事業局長が定めた原則及び条件に従い、エネルギー事業局により発行された証明書を関税局担当官に対して提示しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | エネルギー事業局 |
| 7. 許可者 | エネルギー事業局長 |

3) 灯油

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 2710.002 |
| 2. 適用法 | 2.1 2000年石油法
2.2 1998年9月8日付け1998年商務省告示(第127号)
2.3 1996年商務省告示(第114号) |
| 3. 規制の理由 | 現在の石油貿易情勢に対応し、国際石油貿易を促進するため |
| 4. 規制の範囲 | 輸入関税コード2710.002による灯油(Kerosene) |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 5.1 輸入者が2000年石油法第7条に基づく石油取引者として許可証を取得した者でなければならず、エネルギー省エネルギー事業局が関税局に対して通知した名簿に含まれなければならない。あるいは
5.2 エネルギー事業局により輸入を承認された者でなければならない。輸入する際に、エネルギー事業局長が定めた原則及び条件に従い、エネルギー事業局により発行された証明書を関税局担当官に対して提示しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | エネルギー事業局 |
| 7. 許可者 | エネルギー事業局長 |

4) ディーゼル油

1. 関税コード 2710.003
2. 適用法
 - 2.1 2000年石油法
 - 2.2 1998年9月8日付け1998年商務省告示(第127号)
 - 2.3 1996年商務省告示(第114号)
3. 規制の理由 現在の石油貿易情勢に対応し、国際石油貿易を促進するため
4. 規制の範囲 輸入関税コード2710.003によるディーゼル油(High Speed Diesel Oil)
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入者が2000年石油法第7条に基づく石油取引者として許可証を取得した者でなければならず、エネルギー省エネルギー事業局が関税局に対して通知した名簿に含まれなければならない。あるいは
 - 5.2 輸入者はエネルギー事業局に対して輸入に関する次の詳細について、輸出国の港から出港日より遅くとも2日以内に、しかし、積載船がタイ国に到着する前に通知しなければならない。
 - 5.2.1 国内へ輸入するディーゼル油の量
確定した量が分からなければ、推定値でもよい。
 - 5.2.2 輸送に使われる船舶の名称及び積載量
 - 5.2.3 船舶に石油を積載するのに使われるの輸出国の港
 - 5.2.4 輸出国の港より船舶が出港する予定日及び船舶が荷卸港に入港する予定日(輸入者の推定による)
 - 5.2.5 荷卸港
 - 5.2.6 商業開発局が定めたその他の詳細

- | | |
|---------|-----------|
| 6. 担当部署 | エネルギー事業局 |
| 7. 許可者 | エネルギー事業局長 |

5) 石油ガス

1. 関税コード 2711.120/2711.130/2711.140 及び 2711.190
2. 適用法
 - 2.1 2000 年石油法
 - 2.2 1998 年 9 月 8 日付け 1998 年商務省告示 (第 127 号)
 - 2.3 1996 年商務省告示 (第 114 号)
3. 規制の理由 現在の石油貿易情勢に対応し、国際石油貿易を促進するため
4. 規制の範囲 輸入関税コード 2711.120 による Propane Gas
輸入関税コード 2711.130 による Butane Gas
輸入関税コード 2711.140 による Propylene, Butylene, Butadiene
輸入関税コード 2711.190 による LPG (Liquified Petroleum Gas 液化石油ガス)
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入者が 2000 年石油法第 7 条に基づく石油取引者として許可証を取得した者でなければならず、エネルギー省エネルギー事業局が関税局に対して通知した名簿に含まれなければならない。あるいは
 - 5.1 エネルギー事業局により輸入を承認された者でなければならない。輸入する際に、エネルギー事業局により発行された証明書を関税局担当官に対して提示しなければならない。
6. 担当部署 エネルギー事業局
7. 許可者 エネルギー事業局長

6) 材木、加工木材、木製工芸品、用具およびその他の木製品

1. 関税コード 44.03, 44.07-44.21
2. 適用法
 - 2.1 1992年11月30日付1992年商務省告示(第92号)
 - 2.2 1992年11月30日付1992年商務省規程
件名: 国内への材木の輸入税関の規定
3. 規制の理由 輸入材木を口実としてタイ国内の違法な森林伐採の防止
および近隣諸国からの木材密輸防止における近隣諸国との
協力を図るため
4. 規制の範囲 丸木、加工木材、木製工芸品、用具及びその他の木製品
(ただし許容範囲にある、タイと国境を接していない国から
の輸入木材、個人使用を目的とする木材、サンプル用にし
ようとされる木材および移動用の道具として用いられる材
木を除く)
5. 輸入の規則及び原則 チェンマイ、チェンライ、ターク、メーホンソーン、カン
チャナブリー、ラーチャブリー、ペッチャブリー、プラチ
ュアアップキリカン、チュムポーンおよびラノー県内の国
境にある税関から輸入される材木は、輸入時に原産地証明
書(C/O)あるいは輸出国の輸出許可証を関税局に対して提
示し、輸入手続を行わなければならない。また当該税関を
通過して丸木を輸入する場合、その丸木には生産国の刻印
が捺されていないなければならない。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者 関税局長

7) Yellowfin Tuna

1. 関税コード Yellowfin Tuna 及び Yellowfin Tuna から出来た製品の全て
2. 適用法
 - 2.1 1994 年 10 月 29 日付け 1994 年商務省告示 (第 103 号)
 - 2.2 1994 年 10 月 29 日付け 1994 年商務省規程 (第 1 号)
件名: 国内への Yellowfin Tuna の輸入証明書の発行
3. 規制の理由
 - 3.1 環境を保護するため (特に Yellowfin Tuna の捕獲によるイルカ破滅防止のため)
 - 3.2 国際貿易に資するため
4. 規制の範囲 Yellowfin Tuna 及び Yellowfin Tuna から出来た製品の全て
5. 輸入の規則及び原則 輸入者が輸入手続を行う際に関税局に対して提出しなければならないものとして、水産局が国内への Yellowfin Tuna 及び Yellowfin Tuna から出来た製品の輸入証明書を発行する。但し、イルカに危険なものとして、その商品が東太平洋熱帯地域において Purse Seine Net による漁業を行う地区あるいは国で原産されたものではない場合に限る。
6. 担当部署 水産局
7. 許可者

8) ダイヤモンド原石

1. 関税コード 7102.10, 7102.21, 7102.31

2. 適用法
 - 2.1 2003 年商務省告示
件名:ダイヤモンド原石の輸出入
 - 2.2 2003 年商務省規程
件名:ダイヤモンド原石の輸出入に必要な証明書および提出書類
 - 2.3 2003 年外国貿易局告示
件名:ダイヤモンド原石の輸出入における許可申請書式、残量報告書式の規程およびその手続きに関する

3. 規制の理由
ダイヤモンド取引がアフリカ大陸におけるテログループ資金源となることを防止するため、加盟国にダイヤモンド原石取引認定書発行を義務付けた 2000 年 12 月 1 日付国連決議第 55/56(2000)に基づき、承認を行うため。

4. 規制の範囲
関税コード 7102.10、7102.21、7102.31 に基づくダイヤモンド原石

5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 輸入者は財務省関税局に対し輸入する際、提出の必要がある Kimberley Process 加盟国発行のダイヤモンド原石輸出認定書を有していなければならない。
 - 5.2 輸入者は商務省外国貿易局に登録しなければならない。

6. 許可者
外国貿易局長あるいは外国貿易局長が委任した者

1) 魚粉(タンパク質60%以上)

1. 関税コード 2301.20.0106 タンパク質60%以上のもののみ

2. 適用法
 - 2.1 1990年3月7日付け1990年商務省告示(第74号)
 - 2.2 1997年商務省告示(第19号)
件名: トウモロコシ、魚粉、大豆の残り滓の輸入
追徴金比率の規定
 - 2.3 1999年2月26日付け1999年外国貿易局告示
件名: 輸入された魚粉におけるタンパク質含有量の
検査

3. 規制の理由 飼料の原料の国内価格を維持するため

4. 規制の範囲 タンパク質60%以上の魚粉

5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 定められた比率に基づき、追徴金を納付しなければならない。又、関税局による通関手続きの際、追徴金納付証明書を提出しなければならない。現時点の追徴金は正味1 Metric Ton に対して0パーツである。
 - 5.2 政府機関の魚粉量検査部、外国貿易局が任命し政府機関が認定した民間の食料研究所及びラボに属する検査・分析室で輸入する前に、タンパク質含有量を検査しなければならない。

6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入方策部

7. 許可者
 - 7.1 外国貿易支援事務所長
 - 7.2 地域外国貿易事務所長

追徴金の納付先: 外国貿易局 財務部

注: 現時点の追徴金は1 Metric Ton に対して0パーツであるため、追徴金納付証明書は有しなくてもよい。

2) 飼料用トウモロコシ

1. 関税コード 1005.90

2. 適用法
 - 2.1 1990年商務省告示(第74号)
件名:国内への商品の輸入
 - 2.2 1996年商務省告示(第111号)、(第115号)、(第117号)
件名:国内への商品の輸入
 - 2.3 1997年商務省告示(第19号)
件名:トウモロコシ、魚粉、大豆の残り滓の輸入追徴金比率の規定
 - 2.4 2003年商務省告示
件名:2004年度国内への飼料用トウモロコシの輸入
 - 2.5 2003年商務省規程
件名:2004年度飼料用トウモロコシに対するWTO農業協定による協約に基づく関税納付権利保有証明書の発行について
 - 2.6 1995年外国貿易局告示(第1号)
件名:WTO農業協定による協約に基づく関税納付権利保有証明書の受理申請について
 - 2.7 2003年商務省告示
件名:アセアン自由貿易区(AFTA)協定に基づく飼料用トウモロコシおよび大豆の残り滓の輸入
 - 2.8 2004年商務省告示(第2号)
件名:アセアン自由貿易区(AFTA)協定に基づく飼料用トウモロコシおよび大豆の残り滓の輸入
 - 2.9 2004年度外国貿易局公表
件名:ラオス人民民主共和国、カンボジア王国およびミャンマー連邦からの飼料用トウモロコシ輸入者の登録における基準および条件について

- 3. 規制の理由
 - 3.1 WTO 農業協定による協約に基づき実施するため
 - 3.2 飼料の生産に十分な原料が輸入できるようにするため
 - 3.3 国内の飼料原料価格を安定させるため
 - 3.4 WTO 加盟国および WTO 非加盟国を原産とする飼料用トウモロコシ市場を開放することで低価格の飼料原料を供給し生産価格を下げるため。

- 4. 追徴金規定 1 トン当たり 180 バーツ

- 5. 市場自由化の範囲 輸入関税コード 1005.90 による飼料の原料として使われるトウモロコシ

- 6. 輸入の規則及び原則
 - 6.1 外国貿易局が定めた様式に従い、証明書発行申請を行わなければならない。
 - 6.2 外国貿易局・協定商品貿易部あるいは全国各地の外国貿易事務所へ輸入者登録の申請を行うこと。
 - 6.3 外国貿易局・協定商品貿易部あるいは全国各地の外国貿易事務所へ輸入報告をおこなうこと。

- 7. 担当部署
 - 7.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 7.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所

- 8. 証明書*発行者
 - 8.1 商務大臣
 - 8.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所長
 - 8.3 全国各地の外国貿易事務所（輸入割当対象外のみ）

- 9. 追徴金の支払いおよび WTO 農業協定による協約に基づく関税納付権利保有証明書：
全国各地の外国貿易事務所（割当対象外のみ）にて

3) 大豆の残り滓

1. 関税コード 2304.00.0008
2. 適用法
 - 2.1 1990年3月7日付け1990年商務省告示(第74号)
 - 2.2 1997年商務省告示(第19号)
件名: トウモロコシ、魚粉、大豆の残り滓の輸入
追徴金比率の規定
 - 2.3 1993年6月18日付け1993年外国貿易局告示(第85号)
件名: 飼料用トウモロコシ、魚粉、大豆の残り滓の輸入
追徴金納付証明書の発行
3. 規制の理由 飼料の原料の国内価格を維持するため
4. 規制の範囲 大豆油を抽出した後の残り滓
5. 輸入の規則及び原則
 - 5.1 WTO加盟国あるいはGATT1947締約国あるいはラオスあるいはカンボジアにおいて原産され、輸出されるその他の大豆の場合、WTO農業協定による協約に基づく関税の納付権利を有ると証明する文書を有しなくてはならない。又、1996年1月26日付け1996年商務省告示(第111号)、1996年10月2日付け1996年商務省告示(第115号)及び1996年11月12日付け1996年商務省告示(第117号)に基づき、輸入許可申請あるいは輸入追徴金納付は不必要。
 - 5.2 非WTO加盟国より輸入する場合、1997年商務省告示(第19号)に基づき、追徴金を納付しなければならない。
5. 担当部署 外国貿易局 協定商品貿易部
6. 許可者 外国貿易支援事務所長

4) 過酸化水素(Hydrogen Peroxide)

1. 関税コード 2847.000.008
2. 適用法
 - 2.1 2000年2月2日付け 2000年商務省告示(第139号)
 - 2.2 2000年2月17日付け 2000年外国貿易局告示
件名: インドを原産国とする過酸化水素製品のダンピングへの対抗措置としての特別追徴金徴収の見直し
3. 規制の理由 国内産業を保護するため
4. 規制の範囲 輸入関税コード 2847.000.008 によるインドより輸入元あるいは原産国とする過酸化水素
5. 輸入の規則及び原則 次の手続きにより、外国貿易局は輸入者に対し追徴金納付証明書を発行する。これは輸入者が輸入手続を行う際の関税局への提出書類となる。
 - 5.1 規定に従い、インドの港での FOB 価格の 30% に相当する金額の小切手を外国貿易局宛てに発行し、追徴金納付するものとする。
 - 5.2 規定の書式に従い、チェンマイ、チェンライ、ソンクラー、チョンブリあるいはノンカイの外国貿易局外国貿易事務所に対して追徴金納付証明書の受理申請を行う。
 - 5.3 追徴金を免除された場合、追徴金納付証明書の受理申請の前に外国貿易局に対して銀行の信用状を提出すること。
6. 担当部署 外国貿易局 取引利益保護・保持事務所
7. 許可者 外国貿易局長

1) ゲーム機

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 9504.30,9504.901 及び 9504.909 |
| 2. 適用法 | 1997年9月19日付け 1997年商務省告示(第122号) |
| 3. 規制の理由 | 国民の安寧秩序に資するため |
| 4. 規制の範囲 | 分類 95.04 に属する輸入関税コード 9504.30,9504.901 及び 9504.909 によるモーター、電力、光、その他のエネルギーを使用するゲーム機(フルセット、あるいはフルセットと見なされる要素を持つもの、あるいはその部品)
如何なる方法でもって勝ち負けをするのに当該ゲーム機が使われ、その判定方法は数を数える方法、記号、あるいはどんな方法でもよい。記述どおりの商品は国内への輸入は禁止されている。 |
| 5. 輸入の規則及び原則 | - |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 内閣 |

2) CFC が使われた冷蔵庫

1. 関税コード 商品の種類による

2. 適用法 1997年3月4日付け 1997年商務省告示(第120号)
件名: 国内への商品の輸入

3. 規制の理由 環境保全及び公共の安全に資するため

4. 規制の範囲 生産工程において CFC が使われた既製の家庭用冷蔵庫は国内への輸入を禁じられる商品である。

5. 輸入の規則及び原則 -

6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部

7. 許可者 -

3) モーターバイクの中古エンジン、部品及び備品

1. 関税コード 8407.31,8714.19,76.02 及び 72.04
2. 適用法 1998年9月9日付け 1998年商務省告示(第129号)
3. 規制の理由 人間の生命あるいは健康、公共安全を守るため
4. 規制の範囲 排気量が50CC以下、前方と後方の車輪の内径が10インチ以下のモーターバイクの中古エンジン、部品及び備品は国内への輸入を禁じられる商品である。
 - 4.1 輸入関税コード 8407.31 による排気量が50CC以下のモーターバイクの中古エンジン
 - 4.2 輸入関税コード 8714.19 によるモーターバイクの車体、車輪を支える両側の鉄枠、内径10インチ以下の車輪
 - 4.3 輸入関税コード 72.04 及び 76.02 による、鉄及びアルミの屑及びスクラップとして輸入される、排気量が50CC以下のモーターバイクの中古エンジン、車体、車輪を支える両側の鉄枠、内径10インチ以下の車輪
5. 輸入の規則及び原則 国内への輸入を禁じられる商品である。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者 -

4)中古タイヤ

1. 関税コード 4012.11, 4012.12, 4012.199, 4012.202, 4012.209, 4004.00
2. 適用法 2003年5月23日付中古タイヤの輸入に関する商務省告示
3. 規制の理由 国内の環境、国民の健康およびごみ問題を事前に防止するため。
4. 規制の範囲
 - 4.1 関税コード 4012.11 及び 4012.209 に基づく乗用車(ステーションワゴンおよびレーシングカーを含む)に使用するタイヤ
 - 4.2 関税コード 4012.12 及び 4012.209 に基づくバスあるいはトラックに使用するタイヤ
 - 4.3 関税コード 4012.192 及び 4012.202 に基づく自転車に使用するタイヤ
 - 4.4 関税コード 4012.199 及び 4012.209 に基づくオートバイに使用するタイヤ
 - 4.5 関税コード 4004.00 に基づく 4.1 から 4.4 の車両のタイヤとしての使用が不可能であるタイヤ片

これらは国内への輸入を禁ずる。
- 5.担当部署 5.1 外国貿易局
- 6.許可者

5) シエラネオネ共和国に対する制裁措置

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 当該品目のすべて |
| 2. 適用法 | 2001年6月22日付2001年商務省告示(第141号) |
| 3. 規制の理由 | 2000年7月5日付国連安全保障理事会の決議第1306(2000)に
応じるため |
| 4. 規制の範囲 | シエラネオネ共和国を輸出元あるいは原産国とするあらゆる
種類のダイヤモンド原石はこれを国内への輸入禁制品とす
る。 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | - |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | - |

6) リベリア共和国に対する制裁措置-1

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 当該品目のすべて |
| 2. 適用法 | 2002年1月16日付け商務省告示
件名:2002年リベリア共和国からのダイヤモンド原石輸入禁止 |
| 3. 規制の理由 | 2001年3月7日付国連安全保障理事会の決議第1343項(2001)
に応じるため |
| 4. 規制の範囲 | リベリア共和国を輸出元あるいは原産国とするあらゆる種類の
ダイヤモンド原石はこれを国内への輸入禁制品とする。 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | - |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | - |

6) リベリア共和国に対する制裁措置-2

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 当該品目のすべて |
| 2. 適用法 | 2003年9月29日付け商務省告示
件名:2003年リベリア共和国からの丸木の輸入禁止 |
| 3. 規制の理由 | 2003年9月29日付国連安全保障理事会の決議第1478項
(2003)に応じるため |
| 4. 規制の範囲 | リベリア共和国を輸出元あるいは原産国とするあらゆる種類の
丸木および木製品はこれを国内への輸入禁制品とする。 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | - |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | - |

7) ターク県における国境地帯からのチーク輸入一時禁止措置

- | | |
|----------|---|
| 1. 関税コード | あらゆる種類のチーク加工品および木製の手芸品、用具あるいはその他の木製 |
| 2. 適用法 | 2004年商務省告示
件名：ターク県における国境地帯からのあらゆる種類のチーク加工品の輸入一時禁止措置に関する |
| 3. 規制の理由 | ターク県における国境地帯からのチーク材およびチーク加工品不法売買問題を解決するため |
| 4. 規制の範囲 | あらゆる種類のチーク加工品はこれをターク県における国境地帯からの輸入禁止品目とし、その輸入禁止期間は官報にて告知された日 [*] より1年間とする。 |
| 5. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 6. 許可者 | - |

*官報一般告示第 121 卷特別項目 57Ngor 2004年 5月 20日付において告示。

1) 粳、玄米、精米、もち米、蒸し米、碎米

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 1006.10/1006.20/1006.30/1006.40 |
| 2. 適用法 | 2.1 1947年勅令(第13号)
件名:ある商品に対する国外への輸出管理
2.2 1966年経済省告示(第7号)
件名:国外への商品の輸出
1991年商務省規程(第1号)、1991年(第7号)、
1996年(第8号)、1997年(第9号)、1998年(第
10号)、1998年(第11号)、2002年(第13号)、
2003年(第14号)
件名:海外への米の輸出 |
| 3. 規制の理由 | 米の不足を予防し、輸出を管理するため |
| 4. 規制の範囲 | 粳米及びもち米
粳、玄米、精米、碎米、蒸し米、糠、乾燥米を含む |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならない。
5.1 糠及び粳については、原則として輸出を許可しない。
5.2 その他の米については、数量の制限がなく、輸出を
許可する。
(輸出者は国内貿易局にて1946年米取引法に基づく
米取引者(海外への輸出の類)として登記しなければ
ならない。又、外国貿易局にて「米輸出者」として
登記し、輸出許可証の受理申請を行わなければなら
ない。) |
| 6. 担当部署 | 6.1 外国米貿易部
6.2 外国貿易支援事務所
6.3 外国貿易局 全ての外国貿易事務所 |

6.4 全ての県

7. 許可者

7.1 商務大臣

7.2 外国貿易局長

7.3 外国貿易支援事務所長

7.3 全ての外国貿易事務所長

7.4 全ての県の知事

2) 欧州連合による関税割当が適用される米

1. 関税コード 1006.20/1006.30/1006.40
2. 追徴金比率 100%の白米、香る白米及び蒸し米の場合、1トン当たり
5,000 バーツ
3. 適用法
 - 3.1 1947年勅令(第13号)
件名:ある商品に対する国外への輸出管理
 - 3.2 1966年経済省告示(第7号)
件名:海外への商品の輸出
 - 3.3 1996年商務省告示(第76号)
件名:海外への商品の輸出
 - 3.4 1998年商務省告示(第3号)
件名:欧州連合への米製品の輸出追徴金比率の規程
 - 3.5 1991年商務省規程(第1号)、1996年(第7号)、
1997年(第8号)、1998年(第9号)、1998年(第
10号)、2002年(第11号)、2002年(第13号)およ
び2003年(第14号)
件名:海外への米の輸出
 - 3.6 2003年商務省規程
件名:関税割合による2004年度欧州連合への米輸出数
量管理
4. 規制の理由 加盟国拡大による係争を停止し、欧州連合による米の
輸入問題を解決するために、タイ国—欧州連合協定に
従い、実施するため欧州連合はタイ国よりある種の米を輸
入する際、関税の免税あるいは減税などの補償措置を適用
することに合意した。
5. 規制の範囲 玄米、白米、香る白米、蒸し米及び割れた米
6. 輸出の規則及び原則
 - 6.1 欧州連合へ輸出する米の輸出証明書を有しなければ
ならない。
 - 6.2 欧州連合へ米の輸出経歴を持つ者のみに割り当てる。
割当量の比率は3年間遡る輸出経歴による。
7. 担当部署 7.1 外国米貿易部

7.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所 (枠外のみ)

7.3 全ての県 (枠外のみ)

8. 許可者

8.1 商務大臣

8.2 外国貿易局長

8.3 外国貿易支援事務所長 (枠外のみ)

8.4 知事 (枠外のみ)

3) 麻の種

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 1. 関税コード | 1209.99 全種類の麻の種のみ |
| 2. 適用法 | 1972年3月26日付け革命団布告(第107号) |
| 3. 規制の理由 | 国内で使用するためおよび不足を予防する |
| 4. 規制の範囲 | 全種類の麻の種 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならないが、原則として輸出を許可しない。 |
| 6. 担当部署 | 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

4) タピオカ製品

1. 関税コード 0714 および 11081400
2. 適用法
 - 2.1 関税コード 0714
 - 2.1.1 1989年2月8日付け商務省告示(第50号)
 - 2.2.2 2003年商務省規程
件名: 2004年度タピオカ製品輸出における基準、
手続きおよび条件
 - 2.2 関税コード 11081400
 - 2.2.1 1998年商務省規程(第2号)
件名: 関税コードHS.タイプ1081400のタピオカ
粉製品の欧州連合(EU)諸国への輸出に
おける輸出承認証の発行
3. 規制の理由
 - 3.1 関税コード 0714
 - 3.1.1 経済および貿易の現状に相応しく、外国貿易の秩序
を保つ上での業務権限を整備するため。
 - 3.1.2 タピオカ製品貿易に関するタイ国-欧州連合協定
に基づく輸出を遂行し輸出者が製品輸入関税の減税
を享受できるようにする。
 - 3.2 関税コード 11081400
 - 3.2.1 -
4. 規制の範囲
 - 4.1 タピオカ製品。すなわちキャッサバ芋から加工した製品
(粉、小片、片状、塊、棒、粒あるいはその他の形状)
ただしタピオカ澱粉及びタピオカの残り滓を含まない。
 - 4.2 関税コード 11081400のタピオカ粉製品(欧州連合諸国
へ輸出するもので関税割当枠内のものに限る)
5. 輸出の規則及び原則 -

6. 担当部署
- 6.1 関税コード 0714
- ★ 外国貿易局 協定商品貿易部
 - ★ 外国貿易局 外国貿易支援事務所
- 6.2 関税コード 11081400
-
7. 許可者
- 7.1 関税コード 0714
- ★ 商務大臣
 - ★ 外国貿易局長
 - ★ 外国貿易局 外国貿易支援事務所長

注： 4.1.または 4.2 に該当するタピオカ製品輸出者は輸出製品の規定の品質基準を満たしたタピオカ製品の輸出者であることを登録しなければならない。登録は製品検査および品質基準部にて行う。

5) コーヒー豆

1. 関税コード 0901
2. 適用法
 - 2.1 1981年7月13日付け1981年商務省告示(第12号)
 - 2.2 1994年12月8日付け1994年商務省告示(第71号)
件名: 海外への商品の輸出
 - 2.3 1997年2月4日付け1997年商務省規程(第1号)
件名: 海外へのコーヒーの輸出
 - 2.4 1997年2月11日付け1997年外国貿易局告示(第1号)
件名: 輸出許可申請及びコーヒー原産地証明書発行申請
3. 規制の理由 タイ国が加盟している International Coffee Organization の規定に応じるため
4. 規制の範囲 コーヒー豆(挽いたものあるいはカフェイン抜きのものもそうでないものも)、コーヒー豆の皮膜、コーヒーの成分が含まれるコーヒー代替品(どんな比率でも)
5. 輸出の規則及び原則 輸出許可を申請しなければならない。
6. 担当部署 外国貿易局 協定商品貿易部
7. 許可者
 - 7.1 商務大臣
 - 7.2 外国貿易局長
 - 7.3 外国貿易支援事務所長

6) コーヒー製品

1. 関税コード 2101.10 (2101.11 及び 2101.12)

2. 適用法
 - 2.1 1981年7月13日付け 1981年商務省告示(第12号)
 - 2.2 1997年2月4日付け 1997年商務省規程(第1号)
件名: 海外へのコーヒーの輸出
 - 2.3 1997年2月11日付け 1997年外国貿易局告示(第1号)
件名: 輸出許可申請及びコーヒー原産地証明書発行申請

3. 規制の理由 タイ国が加盟している **International Coffee Organization** の規定に依拠するため

4. 規制の範囲 コーヒーの抽出物、エキス、濃縮物
当該抽出物、エキス、濃縮物、あるいはコーヒーを主成分とする加工品

5. 輸出の規則及び原則
 - 5.1 コーヒー製品輸出許可を取得した輸出者として登録しなければならない。
 - 5.2 輸出許可を申請しなければならない。

6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 協定商品貿易部
 - 6.2 外交貿易局 外国貿易支援事務所

7. 許可者
 - 7.1 商務大臣
 - 7.2 外国貿易局長
 - 7.3 外国貿易支援事務所長

7) 豆の残り滓

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 23.04 及び 23.05 |
| 2. 適用法 | 1973 勅令 (第 32 号) |
| 3. 規制の理由 | 国内における不足を予防するため |
| 4. 規制の範囲 | 大豆及びピーナッツより油を抽出した後の残り滓 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならない。原則としては商務省が生産および景気状況から検討する。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 協定商品貿易部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

8) 材木及び加工木材

1. 関税コード 44.01/44.03/44.04/44.06 および 44.07

2. 適用法
 - 2.1 1977年勅令(第46号)
 - 2.2 1977年12月9日付け1977年商務省告示(第50号)
 - 2.3 1982年11月4日付け商務省告示
 - 2.4 1983年9月16日付け商務省規程
 - 2.5 2002年6月6日付け商務省告示
 - 2.6 2002年6月6日付け商務省規程
 - 2.7 2003年7月7日付け商務省省令(第133/2543号)

3. 規制の理由 国内における材木の不足を予防するため

4. 規制の範囲 森林法に基づく材木及び加工材木海外より輸入される材木を含む
(輸入管理措置が規定されているゴムの木のほか、竹、ルアック、パーム、根、蔦、ヴィニア、さらに完成した製品として仕上げたもので、他に加工するのに適しないものを除く。)

5. 輸出の規則及び原則
 - 5.1 松
許可基準
以下の条件、松の丸木および加工木材の輸出を許可する
 - (1) 官庁あるいは官営企業管轄森林地内で当該機関の利益のために森林地を使用するためにその森林地から伐採された松
 - (2) 森林局の植林地内からの間伐材の松
 - (3) 所有主のある土地の松の木(プラディパット松)許可申請に必要な書類
 - (1) 森林局より発行される上記条件に該当する木であることを証明する文書

- (2) 売買証明書(売買契約書、invoice または注文書)

5.2 植林地から伐採された木

許可基準

- (1) 官営または民営の植林地から伐採された丸木および加工材木であること
- (2) 森林局あるいは森林局から委任を受けた者により発行される上記条件に該当する木であることを証明する文書証明書を有していること
- (3) 森林局が当該証明書に定めた数量に基づき、輸出を許可する

許可申請に必要な書類

- (1) 森林局あるいは森林局から委任を受けた者により発行される、輸出申請書に記載の数量の木が官営または民営の植林地から伐採された木であることを証明する文書
- (2) 売買証明書(売買契約書、invoice または注文書)

上記の輸出許可基準は全ての植林地木材を扱うが、偽称申告による天然木材の違法伐採に対応するため、現行ではユーカリ材とクラティンテーパー材の輸出許可を出したのみである。

5.3 植林地のチーク材

2003年1月11日付け内閣決定に基づき、商務省は2003年7月7日付け商務省命令(第133/2543号)を告示し、森林局局长に全ての植林地材の輸出許可発行の審査権限を委任するものとした。さらに、同決定においてタイ林業機構(Or.Or.Por.)への植林地チーク材の輸出許可が決定したことを受けて、農業・協同組合省が輸出許可基準およびその手順、また偽称申告による違法伐採防止の基準およびそ

の手順を規定し、農業・協同組合省の進言に基づき、すべての植林材の輸出許可審査を行うこととなる。

この命令に基づき、森林局は上記内閣決定に沿った植林材輸出許可基準およびその手順に関する告示および規程、さらに偽称申告による違法伐採防止の基準およびその手順を公表したのち、木材輸出許可審査を行うことが可能となる。同時に、森林局は2000年11月13日付けタイ林業機構(Or.Or.Por.)への植林チーク材輸出許可に関する森林局告示に基づき、タイ林業機構の植林チーク材に限定した輸出許可基準に関する規程を告示した。その他の植林材については商務省が当初のガイドラインに基づいて審査を行う。

5.4 その他の木材

原則として輸出を許可しないが、特例により内閣の承認を受けた場合はこの限りではない。

6. 担当部署

- 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
- 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務部
- 6.3 森林局

7. 許可者

- 7.1 商務大臣
- 7.2 外国貿易局長
- 7.3 外国貿易局 外国貿易支援事務所長
- 7.4 森林局長

9) ゴムの木

1. 関税コード 44.03 44.04 44.06 および 44.07
2. 適用法
 - 2.1 2002年6月6日付け 商務省告示
件名：2002年ゴム材の国外輸出
 - 2.2 2002年6月6日付け 商務省規程
件名：2002年ゴム材の国外輸出許可申請書類
3. 規制の理由 国内のゴム材生産および需要と国外向け輸出量の均整をはかるため
4. 規制の範囲 ゴムの丸木、加工木材（木切れ、塊状、パレット等の付着した形状あるいはそうではないもののおが屑、小さな木片、および他に加工の余地がない完成品を除く）
5. 輸出の規則及び原則 ゴム材の種類、形状、数量、購入価格、販売価格、購入者氏名および仕向け国名が明記された仕入書(invoice)、発注書(order sheet)のコピーあるいはその他の書類を提示し、輸出許可書発行申請を行わなければならない。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
 - 6.3 外国貿易局 各地区の外国貿易事務所
7. 許可者
 - 7.1 外国貿易局長
 - 7.2 外国貿易支援事務所長
 - 7.3 地方外国貿易事務所長

10) 籐

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 1401.20 |
| 2. 適用法 | 2.1 1977年勅令(第46号)
2.2 1978年4月18日付け1978年商務省告示(第51号) |
| 3. 規制の理由 | 国内で使用するため |
| 4. 規制の範囲 | 籐(完成品としての籐製品を除く) |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならないが、原則として輸出を許可しない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

11) 木炭

1. 関税コード 44.02
2. 適用法
 - 2.1 1979年10月18日付け1979年商務省告示(第4号)
件名: 海外への商品の輸出
 - 2.2 1979年10月18日付け1979年商務省告示(第3号)
件名: 海外への商品の輸出整理措置の規定
 - 2.3 1986年2月24日付け外国貿易局告示
件名: 海外への木炭の輸出
 - 2.4 1999年4月1日付け1999年外国貿易局告示
件名: 海外へのユッカの木炭の輸出許可
3. 規制の理由 木炭の不足を予防するため
4. 規制の範囲 全種類の木炭
サダオ税関及びベートン税関を通過して輸出されるゴムの木の木炭を除く。
5. 輸出の規則及び原則 輸出許可を申請しなければならない。所有主のある土地において焼いてできたマングローブの木炭、ユッカの木炭及びゴムの木の木炭のみに輸入を許可する。高圧力で固めた鋸屑からできた木炭(オガ屑)も含む。
6. 担当部署
 - 6.1 一般商品輸出入措置部
 - 6.2 外国貿易支援事務所
 - 6.3 地方外国貿易事務所
7. 許可者
 - 7.1 商務大臣
 - 7.2 外国貿易局長
 - 7.3 外国貿易措置事務所長
 - 7.4 地方外国貿易事務所長

12) 象、馬、ロバ、ロウ(ロバの一種)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 01.01 及び 01.06 象のみ |
| 2. 適用法 | 2.1 1947年勅令(第13号)
2.2 1951年勅令(第20号)
2.3 1966年1月26日付け1966年商務省告示(第7号)
2.4 2003年4月2日付け商務省命令 121/2546号
件名: 海外への象輸出許可任命 |
| 3. 規制の理由 | 国内で使用するため |
| 4. 規制の範囲 | 生きている象、馬、ロバ、ロウ |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 5.1 象については、国立公園・野生動物・植物局局長を輸出許可者とする。
5.2 馬、ロバ、ロウについては、輸出許可を申請しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | 6.1 森林局
6.2 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 7.1 象: 国立公園・野生動物・植物局局長
7.2 馬、ロバ、ロウ: 商務大臣 |

13) 牛、水牛

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 01.02 |
| 2. 適用法 | 2.1 1947年勅令(第13号)
2.2 1951年勅令(第20号)
2.3 1966年1月26日付け1966年商務省告示(第7号)
2.4 1978年10月31日付け商務省告示
件名: 生きている牛、水牛の輸出許可原則 |
| 3. 規制の理由 | 国内における不足を予防するため |
| 4. 規制の範囲 | 生きている牛、水牛(増殖用もそうでないものも) |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出向け畜産促進プロジェクト実施委員会により定められた原則に従い、関税局に通関検査を委ねる。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 関税局に通関検査を委ねる。 |

14) グラテ- (リスの一種)

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 1. 関税コード | 01.06 (グラテ-のみ) |
| 2. 適用法 | 1980年12月23日付け1980年商務省告示(第10号) |
| 3. 規制の理由 | グラテ-が絶滅しないよう、保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 全種類のグラテ- |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならないが、原則として輸出を許可しない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

15) 野生動物(177種)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 01.06 商務省告示の中のリスト及び規制する商務省告示
末尾リストに基づく野生動物のみ |
| 2. 適用法 | 1974年9月30日付け1974年商務省告示(第31号) |
| 3. 規制の理由 | 野生動物を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 1974年9月30日付け1974年商務省告示(第31号)末尾リ
ストに基づく177種の野生動物 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 森林局の意見に従い、関税局に通関検査を委ねる。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 関税局 |

注：組織機構の改定による野生動物あるいは野生動物の残骸に関する森林局の権限・義務は国立公園・野生動物・植物局に譲渡される。

16) 野生動物(鳥)20種

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 01.06 商務省告示の中のリスト及び規制する商務省告示
末尾リストに基づく野生動物のみ |
| 2. 適用法 | 1976年4月15日付け1976年商務省告示(第41号) |
| 3. 規制の理由 | 野生動物を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 1976年4月15日付け1976年商務省告示(第41号)末尾リ
ストに基づく20種の鳥 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 森林局の意見に従い、関税局に通関検査を委ねる。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 関税局 |

17) 野生動物(29種)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 01.06 商務省告示の中のリスト及び規制する商務省告示
末尾リストに基づく野生動物のみ |
| 2. 適用法 | 1981年8月11日付け1981年商務省告示(第14号) |
| 3. 規制の理由 | 野生動物を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 1981年8月11日付け1981年商務省告示(第14号)末尾リ
ストに基づく29種の野生動物 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 農業協同組合省 [☆] の意見に従い、輸出を許可するが、輸出
許可を申請しなければならない。特にグラティット鳥に
ついては、森林局 ^{☆☆} より保護野生動物取引許可証を有しな
ければならない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

注：☆ 組織機構の改定による農業協同組合省の権限・義務は自然資源・環境局に譲渡される。

☆☆ 組織機構の改定による野生動物あるいは野生動物の残骸に関する森林局の権限・義務は国立公園・野生動物・植物局に譲渡される。

18) 野生動物(22種)

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 01.06 商務省告示の中のリスト及び規制する商務省告示
末尾リストに基づく野生動物のみ |
| 2. 適用法 | 1983年7月15日付け1983年商務省告示(第24号) |
| 3. 規制の理由 | 野生動物を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 1983年7月15日付け1983年商務省告示(第24号)末尾リ
ストに基づく22種の野生動物 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 森林局の意見に従い、輸出を許可するが、輸出許可を申請
しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

注：組織機構の改定による野生動物あるいは野生動物の残骸に関する森林局の権限・義務は国立公園・野生動物・植物局に譲渡される。

19) 野生動物(29種)

1. 関税コード 01.06 商務省告示の中のリスト及び規制する商務省告示
末尾リストに基づく野生動物のみ
2. 適用法 1986年1月27日付け1986年商務省告示(第36号)
3. 規制の理由 野生動物を保護するため
4. 規制の範囲 1986年1月27日付け1986年商務省告示(第36号)の中の
リストに基づく29種の野生動物
5. 輸出の規則及び原則 輸出許可を申請しなければならないが、原則として輸出を
許可しない。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者 商務大臣

20) 野生動物の残骸(38種)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 05.06/05.07 及び 05.11
商務省告示の中のリスト、規制する勅令末尾リスト及び
商務省告示末尾リストに基づく野生動物の残骸のみ |
| 2. 適用法 | 1983年7月15日付け1983年商務省告示(第24号) |
| 3. 規制の理由 | 野生動物を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 1983年7月15日付け1983年商務省告示(第24号)末尾リ
ストに基づく38種の野生動物の残骸 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 森林局の意見に従い、輸出を許可するが、輸出許可を申請
しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

注：組織機構の改定による野生動物あるいは野生動物の残骸に関する森林局の権限・義務は国立公園・野生動物・植物局に譲渡される。

21) 野生動物の残骸(29種)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 05.06/05.07 及び 05.11
商務省告示の中のリスト、規制する勅令末尾リスト及び
商務省告示末尾リストに基づく野生動物の残骸のみ |
| 2. 適用法 | 1986年1月27日付け1986年商務省告示(第36号) |
| 3. 規制の理由 | 野生動物を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 1986年1月27日付け1986年商務省告示(第36号)の中の
リストに基づく29種の野生動物の残骸 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならないが、原則として輸出を
許可しない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

22) 野生動物の残骸(29種)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 05.06/05.07 及び 05.11
商務省告示の中のリスト、規制する勅令末尾リスト及び
商務省告示末尾リストに基づく野生動物の残骸のみ |
| 2. 適用法 | 1975年勅令(第39号) |
| 3. 規制の理由 | 野生動物を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 1975年勅令(第39号)勅令末尾リストに基づく29種の野生
動物の残骸及びその部分 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 森林局の意見に従い、関税局に通関検査を委ねる。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 関税局 |

注：組織機構の改定による野生動物あるいは野生動物の残骸に関する森林局の権限・義務は国立公園・野生動物・植物局に譲渡される。

23) 野生動物の残骸(195種)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 05.06/05.07 及び 05.11
商務省告示の中のリスト、規制する勅令末尾リスト及び
商務省告示末尾リストに基づく野生動物の残骸のみ |
| 2. 適用法 | 1981年8月11日付け1981年商務省告示(第13号) |
| 3. 規制の理由 | 野生動物を保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 1981年8月11日付け1981年商務省告示(第13号)末尾リ
ストに基づく195種の野生動物の残骸 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 農業協同組合省の意見に従い、輸出を許可するが、輸出
許可を申請しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

注：組織機構の改定による野生動物あるいは野生動物の残骸に関する農業協同組合省の権
限・義務は自然資源・環境局に譲渡される。

24) 亀の残骸

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 05.06/05.07 及び 05.11
1980年商務省告示(第9号)の中のリストに基づく亀の残骸 |
| 2. 適用法 | 1980年11月19日付け1980年商務省告示(第9号) |
| 3. 規制の理由 | 国家の貴重な天然資源として見なされるある種の野生動物が絶滅しないよう、保護するため |
| 4. 規制の範囲 | 6種の亀の残骸(グラ、ヌ、ロッカーヘッド海亀、プルー、マファン、ホック) |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

25) 珊瑚礁

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 1. 関税コード | 05.08 (珊瑚礁のみ) |
| 2. 適用法 | 1975年9月12日付け1975年勅令(第41号) |
| 3. 規制の理由 | 珊瑚礁を保護し、魚類の天然養殖源の破滅を予防するため |
| 4. 規制の範囲 | 全種類の珊瑚礁 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならないが、原則として輸出を許可しない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

26) タオ・チャック(亀の一種)

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 01.06 (タオ・チャックのみ) |
| 2. 適用法 | 1981年10月15日付け1981年商務省告示(第15号) |
| 3. 規制の理由 | 国家の貴重な天然資源として見なされるある種の野生動物が絶滅しないよう、保護するため |
| 4. 規制の範囲 | タオ・チャック |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならないが、原則として輸出を許可しない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

27) 生きたブラックタイガー

1. 関税コード 03.06 (生きたブラックタイガー)
2. 適用法 1987年4月1日付け 1987年商務省通達 (第41号)
3. 規制の理由 減少傾向にある天然生育を代替するために、海老の養殖を促進し、海老養殖者が妥当な価格で子海老を購入できるよう、保護するため
4. 規制の範囲
 - 4.1 長さ7.5インチ以上あるいは重さ70g以上の生きているブラックタイガー
上記ブラックタイガーを使って養殖した子海老を含む。
 - 4.2 第4.1項による長さ及び重さ以外のブラックタイガー
5. 輸出の規則及び原則
 - 5.1 第4.1項に当たる海老は輸出許可を申請しなければならない。許可申請する際、商務省に対して水産局発行の証明書を提示しなければならない。
 - 5.2 第4.2項に当たる海老は関税局に対して、水産局発行の長さ及び重さに関する証明書を提示しなければならない。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者
 - 7.1 商務大臣
 - 7.2 外国貿易局長
 - 7.3 外国貿易支援事務所長

28) 生きた美しい海魚

1. 関税コード 0301.10 (商務省告示末尾リストによる生きた美しい海魚)
2. 適用法 1991年8月15日付け1991年商務省告示(第56号)
3. 規制の理由 珍しく美しい海魚を保護するため
4. 規制の範囲 400種の生きた美しい海魚
(商務省告示末尾リストに基づく)
5. 輸出の規則及び原則 輸出許可を申請しなければならないが、原則として輸出を許可しない。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者 商務大臣

29) 絶滅寸前の水中動物

- | | |
|---------------|---|
| 7. 関税コード | 03.10-03.07
(商務省告示末尾リストに基づく 258 種の水中動物) |
| 8. 適用法 | 1991 年 12 月 18 日付け 1991 年商務省告示 (第 58 号) |
| 9. 規制の理由 | 貴重な天然資源として見なされるある種の珍しい水中動物を保護し、絶滅寸前野生動物/植物に関する国際貿易条約 (CITES) に応じるため |
| 10. 規制の範囲 | 商務省告示末尾リストに基づく 258 種の水中動物
生きているもの、生きていないもの、その残骸及び
当該水中動物あるいはその残骸から出来た製品を含む。 |
| 11. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならないが、原則として、輸出を許可しない。 |
| 12. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

30) 真珠貝及びその製品

1. 関税コード 05.08 (商務省告示に記載された真珠貝の種類及びその貝殻で出来た製品)
2. 適用法
 - 2.1 1988年6月9日付け1988年商務省告示(第46号)
 - 2.2 1988年11月17日付け1988年商務省規程(第2号)
3. 規制の理由 国内で使用するため
4. 規制の範囲
 - 4.1 Thurban Shell (Turbo Astraea 科)、Pearl Oyster (Pinctada 科)、Top Shell (Trochus, Tectus Calliostoma 科) Freshwater Clams (Margaritiferidea, Unionidae 科)
生きているもの、生きていないもの、貝殻、貝殻の屑は含むが、用品あるいはその他の用途のために工夫された貝殻製品は含まない。
 - 4.2 貝殻製品
外面を削り磨き、艶を出す加工を経た第4.1項による貝殻であるが、用品あるいはその他の用途のために工夫されていないもの
5. 輸出の規則及び原則
 - 5.1 第4.1項による真珠貝は輸出許可を申請しなければならない。水産局の意見に基づき、許可する。
 - 5.2 第4.2項による貝殻製品は輸出許可を申請しなければならない商品である。水産局の意見に基づき、許可する。許可申請及び通関検査の際に、水産局発行の真珠貝及び貝殻の種類に関する証明書を商務省及び関税局担当官に対して提示しなければならない。
 - 5.3 第4.1項及び第4.2項による真珠貝及び貝殻製品に関する規定は妥当な数量により手持ちで持ち出す観光客に適用しない。

輸出入規制品目一覧/日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコクセンター

- 6. 担当部署 外国貿易局 外国貿易支援事務所

- 7. 許可者
 - 7.1 商務大臣
 - 7.2 外国貿易局長
 - 7.3 外国貿易支援事務所長

1) グラニュー糖

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 17.01 |
| 2. 適用法 | 1988年5月3日付け 1988年商務省告示(第45号) |
| 3. 規制の理由 | 国家の経済及び安定性に寄与するものとして、グラニュー糖の海外への販売が秩序よく円滑に行われるようにし、International Sugar Organizationの規定に応じるため |
| 4. 規制の範囲 | 白砂糖、未加工の砂糖、黒砂糖 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出許可を申請しなければならない。
5.1 サトウキビ及び砂糖委員会より検討をうけ、及び工業省大臣より砂糖輸出会社として承認を得た輸出者のみに輸出を許可する。
(白砂糖及び未加工の砂糖の場合)
5.2 圧縮され、あるいは棒状に圧縮された黒砂糖に対して、数量の制限がなく、輸出を許可する。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 協定商品貿易部 |
| 7. 許可者 | 工業省サトウキビ及び砂糖委員会事務局が許可証を発行する |

2) 石炭

1. 関税コード 27.01/27.02
2. 適用法
 - 2.1 1998年9月9日付け 1998年商務省告示(第86号)
 - 2.2 1998年10月11日付け 1998年商務省規程
件名: 国外への石炭への輸出許可
3. 規制の理由 国家の限り天然資源を保護するため
4. 規制の範囲 全種類の石炭(塊、粉末、塊に圧縮されたもの)は国外へ輸出するための許可を申請しなければならない商品である。
Hongai Anthracite Coal から作った粉末の石炭を除く。
5. 輸出の規則及び原則 外国より輸入して元の状態のまま再輸出する石炭、あるいは国内に輸入して加工した後、再輸出する石炭の場合のみに輸出を許可する。許可申請の際、輸出者はエネルギー省エネルギー保護・補足エネルギー開発局発行の、当該石炭の原産地が海外であることを証明する文書、売買に関する証拠書類(商品伝票あるいはインボイスのコピー)を提示しなければならない。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者 商務大臣

3) 肥料

1. 関税コード 3101.000.107、3101.000.208、3101.000.904
2. 適用法
 - 2.1 1974年2月8日付け1974年勅令(第36号)
件名: 外国への特定商品の輸出管理
 - 2.2 1992年2月9日付け1992年商務省告示(第61号)
件名: 海外への商品輸出
3. 規制の理由 不足を予防すると共に、国内で使用するのに保持するため
4. 規制の範囲 化学肥料ではない肥料
5. 輸出の規則及び原則 厩肥、堆肥およびその他の有機肥料(農業協同組合省農業学術局肥料委員会あるいは関連政府機関が認証されたもの)のみ輸出を許可する。
6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所
7. 許可者
 - 7.1 商務大臣
 - 7.2 商務大臣が任命した外国貿易局長

4) 金

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 71.08 |
| 2. 適用法 | 2.1 1942年勅令(第8号)
2.2 1966年1月26日付け1966年商務省告示(第7号)
2.3 1992年2月9日付け1992年商務省告示(第61号) |
| 3. 規制の理由 | 国家経済の安定のため |
| 4. 規制の範囲 | 金、鉍物としての金、金本質(塊状、棒状、片状あるいはその他の形状)あるいは他の金属と合成したものあるいは金の宝飾品 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 大蔵省大臣あるいは大蔵省大臣より任命を受けた者より許可証を得た場合、輸出を許可する。 |
| 6. 担当部署 | 大蔵省 |
| 7. 許可者 | 大蔵省大臣あるいは大蔵省大臣より任命を受けた者 |

5) 神像

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1. 関税コード | 97.03 及び 97.06 |
| 2. 適用法 | 1966 年 12 月 21 日付け 1966 年勅令 (第 29 号) |
| 3. 規制の理由 | 海外への輸出を目的とする仏像及び神像の盗難及び破壊を防止するため |
| 4. 規制の範囲 | 神像及びその一部分 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 美術局の同意を得た場合のみ、輸出を許可する。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

6) 仏像

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 97.03 及び 97.06 |
| 2. 適用法 | 1966 年 12 月 21 日付け 1966 年勅令 (第 29 号) |
| 3. 規制の理由 | 海外への輸出を目的とする仏像及び神像の盗難及び破壊を防止するため |
| 4. 規制の範囲 | 仏像及びその一部分
型押し小仏像 (護身用飾り) 及びその一部分を含まない。 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 関税局による通関手続きの際、美術局の輸出許可書を有しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | 美術局 |
| 7. 許可者 | 美術局長あるいは美術局長より任命を受けた者 |

7) 燃料油及び燃料油から出来ている製品

1. 関税コード 商品の種類による

2. 適用法 2.1 2000年石油法
 2.2 1993年2月4日付け1993年商務省告示(第65号)
 2.3 1993年2月4日付け1993年商務省規程(第1号)
 件名: 燃料油及び燃料油から出来た製品の輸出税関の
 規定
 2.4 1993年2月12日付け外国貿易局告示第36号(1993年)
 件名: 燃料油及び燃料油から出来た製品の輸出許可
 基準の規定
 2.5 1998年商務省告示第85号
 件名: 外国へのディーゼル油(High Speed Diesel Oil)
 輸出

3. 規制の理由 国連安全保障理事会の決議に応じるため

4. 規制の範囲 トラート、チャンタブリー、プラージンプリー、サゲオ、
 プリーラム、スリン、シーサゲート及びウボンラーチャ
 ターニー県(ナムユン市)国境にある税関を通過して輸出
 される燃料油及び燃料油から出来た製品は外国へ輸出する
 際、輸出許可証を有しなければならない。

5. 輸出の規則及び原則 タイ石油公社が文書において認定する区分、種類及び数量
 に基づき、燃料油及び燃料油から出来た製品の輸出を許可
 する。

6. 担当部署 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所

7. 許可者 7.1 外国貿易サービス事務所長
 7.2 トラート、チャンタブリー、サゲオ、プリーラム、

スリン、シーサゲート及びウボンラーチャターニー県
の知事

7.3 チェンマイ、コーンゲン、サゲオ、チョンブリー、
ハジャイの外国貿易事務所長

8) 砂の成分をもつ鉱物

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | - |
| 2. 適用法 | 2.1 1994年5月19日付け1994年商務省告示(第69号)
2.2 1994年6月22日付け商務省令第244/2537号
件名: 外国への砂の成分をもつ鉱物の輸出 |
| 3. 規制の理由 | 自然環境の破壊を防止するため |
| 4. 規制の範囲 | 砂の成分をもつ鉱物 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 自然資源・環境省地下資源局の見解に基づき、砂の成分をもつ鉱物の輸出を許可する。輸出希望者は自然資源・環境省地下地下資源局に対して定められた様式(Aor 3,Aor 4)に従い、許可証受理申請書を提出しなければならない。 |
| 6. 担当部署 | 地下資源局 |
| 7. 許可者 | 地下資源局長あるいは地下資源局長より任命を受けた者 |

9) 再輸出品(Re-Export)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 品目の種類による |
| 2. 適用法 | 2.1 1949年勅令(第17号)
2.2 1958年9月4日付け経済省告示
2.3 1958年10月29日付け経済省告示(第2/2501号)
2.4 1992年2月9日付け1992年商務省告示(第61号) |
| 3. 規制の理由 | タイ国への品目の輸出国あるいは品目の生産国に対して与えた保証に従うため |
| 4. 規制の範囲 | 海外へ再輸出(Re-export)される海外で生産あるいは原産された品目。また商務省が当該品目の輸出国に対して他国へ輸出しないということを保証した品目のみ。 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 海外への輸出を許可しない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣 |

1) 野菜・果物 12 品目

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | - |
| 2. 適用法 | 2.1 2003年4月11日付け 商務省告示
件名：2003年野菜および果物商品の輸出
2.2 2003年6月17日付け 外国貿易局告示
件名：2003年輸出保証書を必要とする野菜および果物の品目規定 |
| 3. 規制の理由 | 3.1 輸出用野菜および果物の残留農薬問題を予防するため
3.2 国際社会から容認を受けることによって国家経済に寄与するためタイ国の野菜および果物商品の品質向上を図る |
| 4. 規制の範囲 | シンガポール、マレーシア、日本、中華人民共和国、香港、EU諸国、アメリカ合衆国へ輸出されるラムヤイ、ドリアン、リンチー(レイシ)、マンゴスチン、タマリンド、マンゴー、ポメロ、アスパラガス、ショウガ、生鮮オクラ、ベビーコーン、トウガラシ |
| 5. 輸入の規則及び原則 | 農業研究局へ保証書発行申請を行うため輸出者は残留農薬規制の規程している基準、手続、条件に従わなければならない。これを以って関税局にて輸出審査を行う。 |
| 6. 担当部署 | 農業協同組合省 農業学術局 |
| 7. 証明書発行者 | 農業学術局長および農業学術局長が委任した者 |

2) 蘭の花

1. 関税コード 0603.10 (蘭の花のみ)
2. 適用法
 - 2.1 1999年7月9日付け1999年商務省告示(第93号)
 - 2.2 1999年8月10日付け農業学术局告示
件名: 蘭の花の輸出者として登記原則、方法及び条件
3. 規制の理由 国家経済に寄与するものとして、海外への蘭の花の輸出が秩序よく円滑に行われるようにするため
4. 規制の範囲 全種類の新鮮な蘭の花
5. 輸出の規則及び原則
 - 5.1 農業学术局にて蘭の花の輸出者として登記を行わなければならない。
 - 5.2 梱包に定められた内容のラベルあるいは札を貼り、あるいは印を捺さなければならぬ。
 - 5.3 欧州連合へ輸出される蘭の花については、輸出する際、農業学术局により発行された、植物の害虫がないことを証明する文書(Phytosanitary Certificate)を関税局担当官に対して提示しなければならない。
 - 5.4 農業学术局に輸出状況を報告すること。
6. 担当部署
 - 6.1 農業協同組合省 農業学术局
 - 6.2 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者 農業学术局より受けた蘭の花の輸出者名簿及び登記番号に関する通知に基づき、関税局に通関検査を委ねる。

3) 竜眼

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 0810.90 (新鮮な竜眼のみ) |
| 2. 適用法 | 1999年7月9日付け 1999年商務省告示(第92号) |
| 3. 規制の理由 | 国家経済に寄与するものとして、輸出が秩序よく円滑に行われるようにするため |
| 4. 規制の範囲 | 新鮮な竜眼 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出者は農業協同組合省・農業学術局に対し、新鮮な竜眼の輸出者として登記申請を行わなければならない。農業学術局が関税局に対して通知する新鮮な竜眼の輸出者登記番号・名簿に含まれなければならない。 |
| 6. 担当部署 | 農業協同組合省 農業学術局 |
| 7. 許可者 | 農業学術局より受けた輸出者名簿の通知に基づき、関税局に通関検査を委ねる。 |

4) ドリアン

1. 関税コード 0810.90 (ドリアンのみ)
2. 適用法 1999年7月9日付け 1999年商務省告示(第91号)
3. 規制の理由 国家経済に寄与するものとして、輸出が秩序を保ち円滑に行われるようにするため
4. 規制の範囲 ドリアン
5. 輸出の規則及び原則 輸出者は農業協同組合省・農業学术局へ生鮮ドリアンの輸出者登記を行わなければならない。また農業学术局が関税局に対して通知する輸出者名簿に登録されなければならない。
6. 担当部署 農業協同組合省 農業学术局
7. 許可者 農業学术局より受けた輸出者名簿の通知に基づき、関税局に通関検査を委ねる。

5) エビ、イカ及びその製品

1. 関税コード 03.06、03.07 (冷蔵あるいは冷凍エビ、イカ)
16.05、19.02 (米国及び欧州連合に輸出される重量の10%以上がエビである食料品)
2. 適用法 2.1 1987年9月29日付け1987年商務省告示(第43号)
2.2 1988年及び1994年商務省規程
件名: 海外への海産物及び製品を輸出する際、
関税局担当官に提示しなければならない証明書
3. 規制の理由 輸入国が定めた条件に従い、米国及び欧州連合への輸出が
秩序よく円滑に行われるようにするため
4. 規制の範囲 4.1 冷蔵あるいは冷凍エビ、イカ
(皮を剥いたもの及びそうでないもの/茹でたもの
及びそうでないもの)
米国及び欧州連合へ輸出されるもののみ
4.2 重量の10%以上がエビである食料品
米国及び欧州連合へ輸出されるもののみ
5. 輸出の規則及び原則 5.1 関税局担当官に対して提示するものとして、商務省に
より輸入者の要望に応じて定められた通りの分析証明書、
衛生検査証明書あるいはその他の証明書を持たなければ
ならない。
5.2 米国及び欧州連合へ冷蔵あるいは冷凍エビ、イカを
輸出するには、輸出者がタイ冷凍食品協会の会員で
なければならず、外国貿易局に対して通知する名簿に
含まれなければならない。外国貿易局はその後、
関税局に対して名簿を通知する。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者 外国貿易局より受けた名簿の通知に基づき、関税局に通関
検査を委ねる。

6) 缶詰のツナ

1. 関税コード 1604.14 (缶詰のツナ)
2. 適用法 1985年1月30日付け1985年商務省告示(第30号)
件名: 海外への商品の輸出整理措置の規定
3. 規制の理由 缶詰のツナの輸出が秩序よく円滑に行われるようにするため
4. 規制の範囲 缶詰のツナ (Thunnidae)
5. 輸出の規則及び原則 輸出者が既製食品製造者協会の会員でなければならない。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者

7) 缶詰のパイナップル及び濃縮パイナップルジュース

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 2008.20 (缶詰のパイナップル)
2009.40 (濃縮パイナップルジュース) |
| 2. 適用法 | 1999年1月7日付け 1999年商務省告示(第90号) |
| 3. 規制の理由 | 国際貿易に便宜を与えるため |
| 4. 規制の範囲 | 缶詰のパイナップル及び濃縮パイナップルジュース
(缶詰ではないパイナップルジュースを含む) |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 輸出者が既製食品製造者協会あるいはタイパイナップル産業協会の会員でなければならない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 外国貿易局が通知した名簿に基づき、関税局に通関検査を委ねる。 |

輸入手続を行わなければならない。

5.2.2 輸出量割当がない品目(非輸出割当品目)

輸出量の制限がないが、輸出承認書を以って協定締結国への輸入手続を行わなければならない。

5.3 輸出割当を受ける権利を有する者あるいは輸出割当を申請する権利を有する者は外国貿易局が許可した織物輸出者として登録している者でなければならない。

5.4 輸出割当を受けた者は割当を受けた数量を輸出し、商務省規定または外国貿易局告示に規定された規則、条件および手順に従って輸出承認書申請を行わなければならない。

5.5 輸出承認書申請を行う織物製品は協定締結国の製品の生産地に関する諸法令に照らして合法的にタイ国原産であると認められる製品でなければならない。

6. 担当部署

6.1 外国貿易局 外国貿易支援事務所

6.2 外国貿易局 織物貿易部

6.3 外国貿易局 外国貿易事務所第1地区(チェンマイ)

7. 許可者

7.1 商務大臣

7.2 外国貿易局長

7.3 外国貿易局 外国貿易支援事務所長

7.4 外国貿易局 外国貿易事務所第1地区(チェンマイ)所長

9) 台湾へ輸出する自動車およびその部品

1. 関税コード 商務省告示内の記載に基づく
2. 適用法
 - 2.1 2003 年商務省告示
件名：台湾への自動車の輸出
 - 2.2 2003 年商務省規程
件名：台湾へ輸出する自動車の輸出保証書および原産地保証書発行
3. 規制の理由 -
4. 規制の範囲 台湾 - タイ間の協定にて台湾への輸入が許可された自動車およびその部品で 2003 年台湾への自動車の輸出に関する商務省告示に記載されている、台湾税関の関税率リストに基づくもの。
5. 輸出の規則及び原則
 - 5.1 規定の書式に従い外国貿易局への輸出承認申請者名簿への登録申請を行わなければならない。申請者は法人格を持つものでなければならない。
 - 5.2 登録された者は当該商品輸出の前年の 11 月中に輸出割当申請を行い、輸出割当を受ける。その割当量に従って輸出承認証および原産地保証書が発行される。
 - 5.3 輸出割当の譲渡、繰り越しを禁ずる。
 - 5.4 輸出承認証および原産地保証書を受ける自動車はタイ国内で生産および組み立てを行うものでなければならない。
 - 5.5 輸出手続において、外国貿易局が発行した輸出承認証を税関に提示しなければならない。
 - 5.6 台湾への輸入時には、外国貿易局が発行した原産地保証書を台湾当局に提示しなければならない。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者
 - 7.1 商務大臣
 - 7.2 外国貿易局長

10) ダイヤモンド原石

1. 関税コード 7102.10, 7102.21, 7102.31

2. 適用法
 - 2.1 2003 年商務省告示
件名:ダイヤモンド原石の輸出入
 - 2.2 2003 年商務省規程
件名:ダイヤモンド原石の輸出入に必要な証明書および提出書類
 - 2.3 2003 年外国貿易局告示
件名:ダイヤモンド原石の輸出入における許可申請書式、残量報告書式の規程およびその手続きに関する

3. 規制の理由
ダイヤモンド取引がアフリカ大陸におけるテログループ資金源となることを防止するため、加盟国にダイヤモンド原石取引認定書発行を義務付けた 2000 年 12 月 1 日付国連決議第 55/56(2000)に基づき、承認を行うため。

4. 規制の範囲
関税コード 7102.10、7102.21、7102.31 に基づくダイヤモンド原石

5. 輸入の規則及び原則
輸出者は Kimberley Process 協定により財務省関税局に対し輸出する際、提出の必要がある商務省外国貿易局発行のダイヤモンド原石輸出認定書を有していなければならない。

6. 担当部署
外国貿易局

7. 許可者
 - 7.1 外国貿易局長
 - 7.2 外国貿易局長より任命を受けた者

1) 砂

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | - |
| 2. 適用法 | 2.1 1994年商務省告示(第69号)
2.2 1998年商務省告示(第87号) |
| 3. 規制の理由 | 国内の産業利用向けに保全するため。また自然環境の破壊を防止するため |
| 4. 規制の範囲 | 粉碎済みおよび未粉碎の天然砂で Silicaoxide が重量の 75% を占めるものはこれを輸出禁制品とする。これには完成または半完成品に成分として含まれる砂は含まれない。また、商品化された砂を成分として含むミネラルはこれを輸出許可の必要な品目として定める。 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | 海外への輸出を禁ずる。ただし個人での利用目的での持出し、その砂を運搬している乗り物の中だけの利用目的での持出し、あるいは内閣が暫定的にその輸出を適当と認めた場合はこの限りでない。 |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | 商務大臣が告示に基づいて保全する |

2) シエラレオネ共和国に対する制裁措置

1. 関税コード 品目の種類による
2. 適用法 1998年8月17日付け1998年商務省告示(第84号)
3. 規制の理由 国連安全保障理事会の決議に応じるため
4. 規制の範囲 兵器の全て、軍隊に使われる輸送機器、軍隊に関連する
 道具及び備品の全て、またこれらの部品はシエラレオネ共
 和国への輸出を禁ずる
5. 輸出の規則及び原則
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者

3) エチオピア人民民主共和国およびエリトリアに対する制裁措置

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 当該品目のすべて |
| 2. 適用法 | 2001年6月29日付商務省告示(第94号) |
| 3. 規制の理由 | 2000年5月17日付国連安全保障理事会の決議第1298(2000)に
応じるため |
| 4. 規制の範囲 | 兵器及び兵器に関わる道具・器具の全て、銃弾、軍事用車両お
よびその装備、軍事用備品、またこれらの部品は、エチオピア人
民民主共和国およびエリトリアへの輸出を禁ずる。 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | - |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | - |

4) リベリア共和国に対する制裁措置

1. 関税コード 当該品目のすべて
2. 適用法 2002年1月16日付け商務省告示
件名：リベリア共和国への兵器および軍事用諸装備の輸出
3. 規制の理由 2001年3月7日付国連安全保障理事会の決議第1343項(2001)
に依じるため
4. 規制の範囲 兵器及び兵器に関わる道具・器具の全て、銃弾、軍事用車両お
よびその装備、軍事用備品、またこれらの部品は、リベリア共和
国への輸出を禁ずる。
5. 輸出の規則及び原則 -
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者 -

5)ソマリア民主共和国に対する制裁措置

- | | |
|--------------|---|
| 1. 関税コード | 当該品目のすべて |
| 2. 適用法 | 2002年2月15日付け商務省告示
件名：ソマリア民主共和国への兵器および軍事用諸装備の輸出 |
| 3. 規制の理由 | 国連安全保障理事会の決議第1356項(2001)に応じるため |
| 4. 規制の範囲 | 兵器及び兵器に関わる道具・器具の全ては、ソマリア民主共和国への輸出を禁ずる。 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | - |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | - |

6) コンゴ共和国に対する制裁措置

- | | |
|--------------|--|
| 1. 関税コード | 当該品目のすべて |
| 2. 適用法 | 2004年1月13日付け商務省告示
件名：コンゴ共和国への兵器および軍事用諸装備の輸出 |
| 3. 規制の理由 | 2003年7月28日付国連安全保障理事会の決議第1493(2003)
に応じるため |
| 4. 規制の範囲 | 兵器及び兵器に関わる道具・器具の全ては、コンゴ共和国への
輸出を禁ずる。 |
| 5. 輸出の規則及び原則 | - |
| 6. 担当部署 | 外国貿易局 一般商品輸出入措置部 |
| 7. 許可者 | - |

1) カフェイン(Caffeine)

1. 関税コード 2939.30 および 3003.40
2. 適用法
 - 2.1 2002年11月8日付け 商務省告示
件名: カフェインの輸出入
 - 2.2 2002年11月8日付け 商務省規程
件名: カフェインの輸出入に関する基準、手続、条件
3. 規制の理由 業務用カフェインを利用しての違法薬物製造を防止し、国内の保健衛生、治安維持に資するため。
4. 規制の範囲 関税コード 2939.30 および 3003.40 に基づく化学名 3,7-Dihydro-1,3,7-trimethyl-1H-purine-2,6-dione; 1,3,7-trimethylxanthine; 1,3,7-trimethyl-2,6-di-oxopurine; coffeine; thein; guaranine; methyl theobromine; 化学式 $C_8H_{10}N_4O_2$ およびその塩類は国外への輸出許可、国内への輸入許可申請を行わなければならない。ただし、厚生省食品および薬品委員会の輸入許可書を有し同委員会の薬品登録簿に記載されているカフェイン派生物 あるいはカフェインを含有する薬製品を除く。
5. 輸出入の規則及び原則
 - 5.1 厚生省食品および薬品委員会あるいは工業省工場局から、国外への輸出申告書または国内のカフェイン輸入承認あるいは輸入命令証の提示を受けた場合に限りその輸出入を許可する。
 - 5.2 国外への輸出許可および国内への輸入許可申請については、厚生省食品および薬品委員会あるいは工業省工場局が個々の事例ごとに発行する国外への輸出申告書または国内へのカフェイン輸入承認あるいは輸入命令証、そして仕入書(invoice)、proforma invoice (商品価格事前通知書)あるいはその他の商業文書等、売買が可能であるという旨の詳細な証明を提出する。

- 6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所

- 7. 許可者
 - 7.1 外国貿易局長

1) Potassium Permanganate

1. 関税コード 2841.161
2. 適用法
 - 2.1 2002年8月28日付け 商務省告示
件名: Potassium Permanganate の輸出入
 - 2.2 2002年8月28日付
件名: Potassium Permanganate の輸出入に関する基準、
手続、条件
3. 規制の理由 国民の治安と道徳を守り、薬物取締りにおけるタイ国の姿勢および役割を国際世論に示すため。
4. 規制の範囲 関税コード 2841.161 に基づく化学式 KMnO_4 の Potassium Permanganate について、以下の手続きが必要となる。
 - 4.1 輸出許可申請
 - 4.2 輸入については商務省外国貿易局への輸入者登録を行い、輸入業務を行う日の少なくとも 15 日前に当局へ報告を行わなければならない。
5. 輸出入の規則及び原則
 - 5.1 Potassium Permanganate の輸出については、輸出者は間違いなく輸送先国内の輸入者(受け取り者)に当該商品を送付するということを証明した保証書がある場合または総理府、違法薬物取締りおよび防止委員会あるいは同委員会が委任した部署が適宜発行する承認証がある場合にのみ許可する。
 - 5.2 Potassium Permanganate の輸入については、外国貿易局の規定に従い、同局へ輸入者登録を行わなければならない。また輸入にあたっては、当該商品を国内に持ち込む旨を少なくとも 15 日前に同局へ所定フォームを利用し通知しなければならない。

- 6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
 - 6.2 外国貿易局 外国貿易支援事務所

- 7. 許可者
 - 7.1 外国貿易局長

1) 著作権侵害品目

1. 関税コード 品目の種類による
2. 適用法
 - 2.1 1993年4月21日付け 1993年商務省告示(第94号)
 - 2.2 1993年6月22日付け 1993年商務省規程(第1号)
件名: 著作権侵害商品の輸出入禁止
 - 2.3 1993年4月21日付け 1993年商務省告示(第95号)
3. 規制の理由 国家経済の安定のため
4. 規制の範囲 著作権を持つ他者の作品を複製しあるいは改造した音楽テープ、CD、ビデオテープ、コンピューターソフトウェア、本あるいはその他の商品
ある商品について、自らが著作権を持つ作品あるいは自らが著作者より許可を得た作品を複製し、あるいは改造したものであるという疑いがあった場合、著作者あるいは著作者より許可を得た者は関税局担当官が海外へ持ち出し、あるいは輸入者へ引き渡すための通関検査を行う前に、商品の留置及び検査を要請することが出来る。
5. 輸出入の規則及び原則 輸出入が禁じられた商品である。
6. 担当部署 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
7. 許可者

2) 商標を偽造し、あるいは贋造した品目

1. 関税コード 品目の種類による

2. 適用法 2.1 1987年10月14日付け1987年商務省告示
 2.2 1987年12月25日付け商務省規程
 件名：他者の商標を偽造し、あるいは贋造した商標が
 ついた商品の輸出入
 2.3 1987年12月28日付け商標登記官告示
 件名：商標の保護を受けるための証拠資料提出の条件、
 基準及び方法の規定

3. 規制の理由 営業者の商標および商品の所有者の特権を保護するため

4. 規制の範囲 他者の商標を偽造し、あるいは贋造した商標がついた品目
 商標所有者が商業開発局商標登記官に対して、商業登記官
 の定めた原則及び方法に従い、商業の保護を受けるための
 要請を行い、自らの商標を偽造し、あるいは贋造した疑い
 があった品目について、関税局担当官が海外へ持ち出し、
 あるいは輸入者へ引き渡すための通関検査を行う前に、
 輸出入品の商標の検査を要請したもの

5. 輸出入の規則及び原則 輸出入が禁じられた品目であるが、以下の場合を除く。
 - 5.1 妥当な数量で出国者あるいは入国者が手持ちで
 持ち出しあるいは持ち込む日用品あるいは家庭用品
 - 5.2 妥当な数量で出国者あるいは入国者が手持ちで
 持ち出しあるいは持ち込む記念品

- 6. 担当部署
 - 6.1 外国貿易局 一般商品輸出入措置部
 - 6.2 知的財産局
 - 6.3 関税局

- 7. 許可者